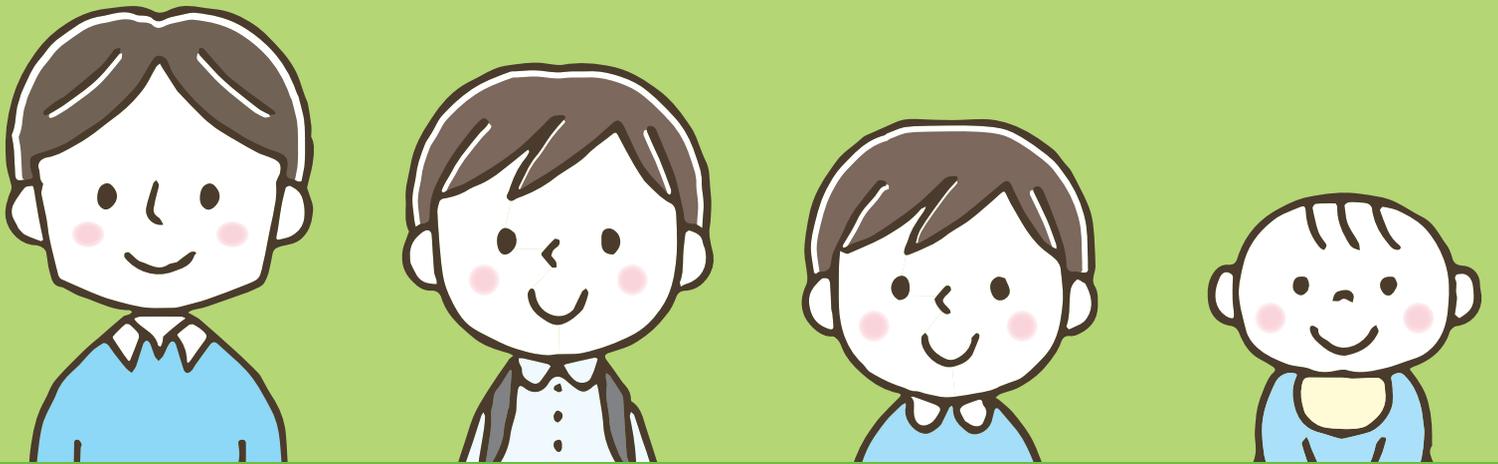


令和5年度

やまなし子育て ハンドブック



yamanashi KOSODATE handbook



山梨県

もくじ

① 妊娠と出産

- ・妊娠したら …… 1
 - 妊娠の届出
 - 母子健康手帳
- ・赤ちゃんが生まれたら …… 2
 - 大切な検査・健診について
 - 健康相談
 - 予防接種
 - 産前産後ケアセンター

② 子育てをサポートします！

- ・経済的サポート・保護制度等について … 6
 - 出産に伴う経済支援
 - 乳幼児期からの経済支援
- ・仕事と育児を両立するための制度 … 9
 - 母性保護制度
 - 仕事と育児を両立するための制度
 - 山梨県子育て就労支援センター
- ・社会全体で子育て応援 … 12
 - やまなし子ども・子育て支援条例
 - WEラブ赤ちゃんプロジェクト
 - 子ども・子育て応援県民会議
 - やまなし子育て応援カード
- ・赤ちゃんもママもパパも一緒に成長 … 14
 - 赤ちゃんが生まれるまでの10か月
 - いよいよ出産
 - 初めてのバースデイまで
 - 1歳から3歳まで
 - パパができること

③ 子どもの健康や医療

- ・病気や事故から子どもを守る …… 18
 - 乳幼児の事故を防ぐ
 - 応急手当
 - 急病への対応
 - 医療機関受診時のポイント
 - 救急車の利用の仕方
 - 交通事故から守る
- ・離乳食から始める食育について … 24
 - 食育について
 - 離乳食について
 - バランスのよい食事

④ 子どもを預ける、施設を利用する

- ・県内の病児保育 …… 28
 - 病児保育について
 - 病児保育の利用の流れ
 - 病児保育施設 位置図
- ・教育・保育施設 …… 30
 - 認定区分と利用施設
- ・多様な子育て支援事業 …… 30

⑤ 相談と支援

- ・ひとり親家庭のために …… 31
 - 経済的支援
 - 生活上の支援
 - 相談等
- ・障害のある子どものために …… 32
 - 手帳の交付
 - 各種手当
 - 医療
 - 生活上の支援
 - おもちゃ図書館
 - 地域療育コーディネーター
- ・ひとりで悩まないで …… 34
 - 虐待
 - DV（ドメスティックバイオレンス）
- ・育児と介護のダブルケアになったら … 35

⑥ 子育てに便利な情報一覧

- ・地域子育て支援拠点 …… 36
 - （地域子育て支援センター／つどいの広場）
- ・児童館・児童センター …… 39
- ・放課後児童クラブ／一時預かり …… 41
- ・ファミリーサポートセンター …… 42
- ・利用者支援事業 …… 43
- ・ホームスタート …… 43
- ・市町村子育て支援窓口 …… 44
- ・相談機関 …… 45
- ・インターネット／電話でも
 - 子育て全般に関する情報を知りたい …… 48
 - 気軽に相談したい …… 48
 - 病院や診療所などを調べたい …… 48
- ・山梨県庁で使える子育て応援施設 …… 49

1 妊娠と出産

● 妊娠したら ●



赤ちゃんのはぐくみのスタートです！

妊娠は家族にとってうれしいことです。新しいいのちを、家族みんなで喜びましょう。赤ちゃんは、ママのおなかの中でちゃんと聞いています。妊娠中から、パパ、ママ、家族みんなで話しかけたり、ママのおなかにふれたり、耳をあてたり、たくさんスキンシップをとりましょう。赤ちゃんは安心感に包まれて健やかに成長します。

妊娠かな？と思ったら

まずは医療機関で確定診断を受けましょう。分娩医療機関の選定や里帰り出産などについて家族と相談して出産計画を早めに立てましょう。



妊娠の届出

妊娠が確認されたら、妊娠の届出をお住まいの市町村に早めに提出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。できるだけ妊娠11週まで(早期届出の範囲のため)の届出を心がけましょう。

また、届出の際には、母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票が交付されます。妊娠中の生活や栄養など心配ごとについての相談もできます。

○ 母子健康手帳

母子健康手帳は、ママと赤ちゃんの健康を見守るために作られています。生涯の健康づくりの基盤となるこの時期に交付され、妊娠・出産・成長における喜びや悩みを記録することで、ママと赤ちゃんの関係者とのつなぎ役にもなります。

健診や予防接種を受けるとき、病気などで受診をするときには、忘れずに持参しましょう。ママの心配ごとへの助言をもらえたり、診療の助けにもなります。

○ 妊婦健康検査

ママと赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックするためのものです。妊婦さんの健康管理の充実と経済的負担の軽減のため、14回の妊婦健康診査受診票の交付により、市町村が健診費用の一部を助成しています。受診票の中には、HTLV-1など母子の健康管理に大切な検査もありますので、積極的に活用し妊娠中の健康管理に活かしましょう。

お住まいの市町村では、母親学級(両親学級)や妊産婦の訪問指導など、健やかな妊娠と出産のための支援があります。お気軽に各市町村窓口(p.43)にお問い合わせください。

ワンポイントアドバイス

● 妊娠高血圧症候群に気をつけましょう

妊娠高血圧症候群は、母体に生じる症状として、むくみ(体重の急な増加)、尿蛋白、血圧の上昇(高血圧)などがあり、胎児の発育にも影響します。治療には、薬物療法に加えて安静とカロリーコントロールとともに、特に塩分や脂肪分を制限してタンパク質やカルシウムを多く取り、高血圧やむくみを改善する食事療法が不可欠になります。規則的な生活を心がけ、軽い運動やマタニティピクスなどで太りすぎを予防し、食事はバランスを考え塩分を控えめにしましょう。また、自分に合ったリラックスも大切です。

● たばこ酒の害から子どもを守りましょう

たばこの煙の成分が胎児まで運ばれると、胎児の発育を遅らせ低体重や早産、乳幼児突然死症候群(SIDS)などを引き起こします。たばこの煙は胎児に悪影響を与えるだけでなく乳幼児の肺炎や気管支炎、ぜんそく、中耳炎などの発症発病と悪化の原因にもなります。妊婦自身の禁煙はもちろんのこと、周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばでは禁煙が必要です。

また、アルコールも胎盤を通過しやすく、胎児の発育に影響を及ぼします。妊娠したら、飲酒しないようにしましょう。出産後も授乳中は飲酒を控えましょう。

● 赤ちゃんが生まれたら ●



大切な検査について

◆先天性代謝異常等検査

県では、先天性の病気を早期発見し、早期に治療へつなげることで、原因となる傷病を予防することを目的として、先天性代謝異常等のマススクリーニング検査を実施しています。

出産した医療機関で出生後新生児ほぼ全員に対して行っています。

とても大切な検査なので、必ず受けましょう。

検査費用は公費で対応していますので負担はありません。※ただし採血料は自費です。

◆新生児聴覚スクリーニング検査

出産した医療機関でおおむね生後3日までに実施しています。赤ちゃんが寝ている間に行うので痛みはありません。

聴覚障害はその後の言語の発達にも影響を及ぼしますので、早期発見・早期療育が大切です。

検査費用は市町村から助成が受けられます。

乳幼児の健康診査

乳幼児健診は、子どもが健康に順調に育っているか、成長や発達のうえでの心配ごとや病気はないかなどを確認したり、それぞれに合った子育てのアドバイスをしてくれる場です。日頃の子育てについての疑問や悩みを気軽に相談しましょう。

また、子どもやお母さんたちの仲間づくりのチャンスの場合もあります。積極的に受けるようにしましょう。

健診の結果、病気や何らかの異常の疑いがある場合は、公費で詳しい検査や専門の診察・健診などが受けられる制度もあります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○ 乳児期(満1歳未満)

○乳児健康診査

生後3～4か月の乳児を中心に、1歳までの間に1～2回あります。

身長、体重、栄養状態、発育状態、診察など月齢に応じた内容の健診を行います。また、公費による乳児一般健康診査票を活用して、医療機関で健診を2回受けることができます。

○ 幼児期(満1歳以上)

○1歳6か月児健康診査

満1歳6か月を超えた頃の幼児が対象です。歩行や運動、言葉(1語文が話せる)の発達、栄養相談、内科、歯科などの内容についての健診を行います。

○ 幼児期

○3歳児健康診査

満3歳を超えた頃の幼児が対象です。特に集団生活に向けた準備期の健診として位置づけられています。このため、走る、言葉(2語文が話せる)、他の子ども達とうまく遊べる、栄養相談、内科、歯科などの内容についての健診を行います。

低出生体重児用手帳

出産の予定日より早く小さく生まれた赤ちゃん(出生体重1,500g未満)のゆっくりとした成長・発達を記録できる手帳です。母子健康手帳を補完するものとして活用します。(令和4年度より。市町村等を通して配布)

ワンポイントアドバイス

●赤ちゃんを突然死から守りましょう

シズ
SIDSとは...

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の前触れもなく元気な赤ちゃんが睡眠中に突然死亡する疾患です。

令和2年には全国で95人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっており、乳児(0歳)の死亡原因の第3位となっています。

この原因は窒息等の事故によるものとは異なり、赤ちゃんの脳における呼吸を調節する機能が未熟なため起こると考えられていますが、これだけが原因で起こるかどうかの点も含めて、まだ解っていません。

その一方で、乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症予防の研究の結果、以下に示すことを積極的に行うことにより、発症が全くなくなるわけではありませんが、少なくなることは明らかになっています。

SIDS発症の危険性を低くするために...

- (1)赤ちゃんを寝かせる時は、仰向け寝にしましょう。ただし、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もありますので、このような時は医師の指導を守りましょう。
- (2)妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から協力を求めましょう。
- (3)母乳が赤ちゃんにとって良い事はよく知られています。母乳の出方には個人差がありますが、母乳が出る場合は、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

健康相談

子どもは自ら育つ力を持っています。成長や発達には個人差がありますので、その子なりの発達を見守ってあげてください。成長や発達は、今の時点ではなく、以前と比べてどうか、という視点で考えましょう。

そして心配や不安はそのままにせず、かかりつけの小児科医や市町村・保健所の保健師などに積極的に相談してください。詳しくは、お住まいの市町村(p.44)又は最寄りの保健所(p.46)にお問い合わせください。

○ 育児の相談

夜泣きや授乳などによる睡眠不足、育児の協力者がいないなどにより、ストレスをため込んでしまうことがあります。このようなときは、保健師などに気軽に相談してください。

○ 新生児の訪問指導

新生児期の赤ちゃんに対して、保健師や市町村で委嘱した助産師等が家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳等についての相談を行います。

○ 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に市町村等で必要な研修を受講した相談員が家庭訪問を行い、子育て支援の情報提供や相談などを行います。

○ 専門的相談

保健所では慢性疾病や障害等のある子どものいる家庭などに対して小児科医、保健師、心理職、栄養士などが発達を促すための相談やアドバイスを行います。

○ 低出生体重児の訪問指導

出生体重が2,500グラム未満の場合は病気にかかりやすい傾向があるなど、その成長には十分な注意が必要です。保健師等が家庭を訪問して栄養や発育の目安、環境の整え方、疾病予防などについてアドバイスします。

生まれた時の体重や身体的状況により、詳細が異なりますので、お住まいの市町村担当課までお問い合わせください。

○ 遺伝相談

各保健所において遺伝相談を実施しています。遺伝性疾患に関する情報提供、治療や生活上の問題でお悩みの方は、お近くの保健所へご相談ください。

遺伝専門の医師による相談も行います(中北保健所のみ、要予約)。

詳しくは、最寄りの保健所(p.46)へお問い合わせください。

予防接種

子どもがかかりやすい病気の中で、最も多いのが感染症です。感染症の中には、かぜ程度のものから、重症化し場合によっては命にかかわるような怖いものまでいろいろあります。このような感染症から子どもを守るために最も有効な手段は、予防接種を受けることです。

○ 定期接種と任意接種

	定期接種	任意接種
違いについて	予防接種法に基づき国や自治体が乳幼児に接種を強くすすめているワクチンです。	決して受けなくてよいワクチンではありませんが、接種するかどうかは、接種を受ける側(赤ちゃんなら保護者)に任されています。
負担金額	定められた接種期間・接種方法で接種を行えば、ほとんどの定期接種は市町村が全額負担しているため費用はかかりません。	費用は基本的に自己負担です。

接種を受けずに感染症にかかり、重症化した場合のリスクも考慮の上、かかりつけ医とよく相談して接種を受けるか判断しましょう。任意接種のワクチンの種類によっては自治体で補助しているものもあります。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

○ ワクチンの接種のタイミング

予防接種は、ワクチンごとに接種する年齢や回数・間隔が違います。受け忘れて慌てることのないよう、おおよそのスケジュールを把握しておきましょう(全体スケジュールp.4)。

また、予防接種は体調のよいときに受けるのが原則です。子どもの機嫌や食欲、便の状態など、2～3日前から気をつけておきましょう。風邪をひいてしまったり、お腹をこわしてしまいスケジュール通りに接種が行えない場合など、気になることがあるときは、医師に相談してください。

★その他、詳しくはお住まいの市町村(任意接種については医療機関)にお問い合わせください。

産前産後ケアセンター

妊娠中からの様々なご相談を受けたり、子育ての心配や産後の疲れた母親の心と体に寄り添いながら子育てについてサポートする施設です。

滞在中は助産師ら専門家に相談したり、育児の方法について直接アドバイスを受けられます。



健康科学大学産前産後ケアセンター
 笛吹市石和町窪中島587-112
 TEL:055-268-3575

○ 宿泊型産後ケア事業

産後ケア事業は、医療的な処置を要しないものの、育児への不安や負担感を有する産後4か月までの母親とその乳児が宿泊しながら、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳等の指導等の支援を助産師等が行う事業です。また不安や悩みを抱える母親同士の交流を図りながら、安心感を得て、自宅で子育てができるような場となることを目的として運営されます。

● 事業内容

利用者の心身の状況をみながら、4日間程度の滞在中に以下の支援を行います。

- ・ 母体のケア・沐浴、授乳や抱き方などの育児指導
- ・ 母親同士の交流機会の提供・子育て支援情報の提供

● 利用対象

- ・ 県内在住の原則として産後4か月までの母と子
 - ・ 不安や負担感がある方や、授乳や抱き方などの育児技術を学びたい方など
- ※ 自己負担1泊2食6,100円(減免制度の活用により、さらに安くなる場合があります。)
 (詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。)

● 利用方法

お住まいの市町村母子保健担当に、随時ご相談ください。

利用者の様子・利用者の声



入浴や、授乳、赤ちゃんの泣く頻度など何でも聞いてください。



授乳のやり方や、沐浴の仕方などいろいろな子育ての疑問について教えて貰えて安心できました。



○ 産前産後電話相談

妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関する様々なことに助産師が対応します。

- 受付時間 24時間365日
- TEL 055-269-8110
- 相談料は無料です。

② 子育てをサポートします！

● 経済的サポート・保護制度等について ●



出産に伴う経済支援

○ 出産育児一時金

● 対象

分娩した健康保険の被保険者と被扶養者及び国民健康保険の被保険者。
※妊娠4か月(85日)を経過していれば流産、死産の場合も受けられます。

● 支給額

42万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したとき)
ただし、国民健康保険の場合、保険者ごとに条例又は規約によって支給額が定められています。
※多胎児を出産したときは多胎児数ごとに支給されます。

【問い合わせ先】 現在加入している保険者 ※被保険者証にてご確認ください。

○ 出産育児一時金 (直接支払制度・受取代理制度)

● 直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です。

● 受取代理制度

妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行い、その際出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される制度です。

※各種制度の利用については、出産予定の医療機関等へご相談ください。

【問い合わせ先】 現在加入している保険者 ※被保険者証にてご確認ください。

○ 出産費貸付制度 (出産育児一時金で直接支払制度・受取代理制度ともに利用しない方のみ)

出産にかかる当面の費用に充てるため、出産育児一時金等の支給が行われるまでの間、被保険者又は被扶養者の出産に関して無利子で貸付が受けられます。

● 対象

出産育児一時金で直接支払制度、受取代理制度ともに利用しない、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は被扶養者で、出産予定日まで1か月以内の方又は妊娠4か月(85日)以上で医療機関に一時的な支払いが必要になった方

● 貸付限度額

33万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したとき)
※貸付の申請は出産前です。出産育児一時金等が支給される際に精算を行います。

【申し込み・問い合わせ先】

全国健康保険協会 山梨支部 〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12
甲府ニッセイスクイビル7F
TEL(055)220-7750

乳幼児期からの医療費等に関する経済支援

子どもを養育する家庭の経済的負担の軽減を図るため、次の支援があります。

○ 自立支援医療(育成医療)

身体に障害がある児童又は内臓障害などこれを放置すると将来障害を残すと認められる児童であって、手術等の治療により身体上の障害の改善が見込まれる場合に、その治療に要する医療費(保険診療分)の自己負担分を助成する制度です。 ※所得に応じた自己負担があります。

【問い合わせ先】 各市町村窓口

○ 未熟児養育医療

出生児の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費(保険診療分)の自己負担分を助成する制度です。 ※所得に応じた自己負担があります。

【問い合わせ先】 各市町村窓口

○ 療育医療

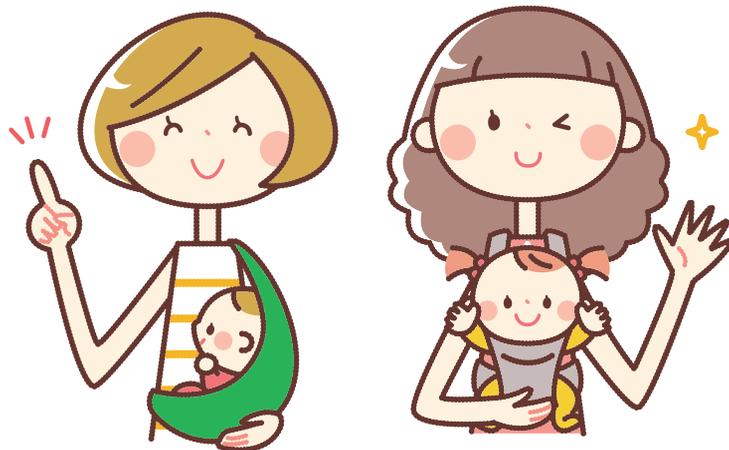
児童が指定療育機関に入院し、結核の専門的な治療を受けている場合、その治療に要する医療費(保険診療分)の自己負担分や、その療養生活に必要な日用品及び学校教育を受けるのに必要な学用品の給付を受けることができます。 ※所得に応じた自己負担があります。

【問い合わせ先】 最寄りの保健所

○ 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児がん、糖尿病等の慢性疾患にかかっている児童(18歳未満が対象ですが、引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳未満まで対象)が、指定医療機関において治療を受けた場合、医療費(保険診療分)の自己負担分を助成する制度です。 ※市町村民税課税状況に応じた自己負担があります。
※疾病によっては指定難病医療費助成事業の対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの保健所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 最寄りの保健所



○ 児童手当

児童手当は、児童を養育している親などに支給されます。次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

● 対象

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

● 支給方法

手当は申請があった月の翌月分からの支給となります。

毎年2月、6月、10月に分けてそれぞれ前月までの4か月分が支給されます。

● 手当の額(児童1人あたり)

・3歳未満、3歳～小学生(第3子以降) 月額 15,000円

・3歳～小学生(第1子、第2子)、中学生 月額 10,000円

児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給

※特例給付にも所得制限(所得上限)があります。

【問い合わせ先】 各市町村窓口(公務員の方は勤務先)

○ 乳幼児医療費の助成制度

乳幼児の医療費助成制度は、子どもを養育する家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として県と市町村が一体となって実施している制度です。

〈対象(県の基準)〉

通院：5歳未満児(満5歳に達する日の属する月末まで)

入院：義務教育就学前

市町村によって対象となる年齢や助成内容が異なるため、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈助成方法〉

● 窓口無料となる場合

市町村から交付される「乳幼児医療費助成金受給資格者証」を保険証とともに医療機関の窓口で提示します。治療に要する医療費(保険診療分)の自己負担分を現物給付方式(窓口無料)により助成されます。

● 窓口無料とならず償還払いとなる場合

一旦、自己負担分を医療機関の窓口で支払い、支払証明(領収書等)をもってお住まいの市町村の助成担当窓口申請してください。(償還払方式)

- ・「乳幼児医療費助成金受給資格者証」と保険証を提示しなかった場合
- ・県外医療機関での受診の場合
- ・保険給付において療養費払いのもの(柔道整復師等から施術を受けたときなど)
- ・一部の国民健康保険組合加入者
- ・国民健康保険の資格証明書による受診の場合

【問い合わせ先】 各市町村窓口

○ やまなし子育て応援事業(第2子以降保育料無料化事業)

子育て世帯の仕事と子育ての両立を保育の分野から支援するとともに、「もう一人子どもを持ちたい」と願う世帯を後押しするために、第1子の年齢に関わらず、第2子以降の3歳未満児の保育料を無料化する事業です。

《対象》 3歳未満児のうち、保育が必要な第2子以降の子ども(認定は市町村)

《対象世帯》 世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満(国基準の第5階層までの世帯で、世帯の年収約640万円未満相当)

【問い合わせ先】 各市町村窓口

● 仕事と育児を両立するための制度 ●



子育てをサポートします！

母性保護制度

○ 産前産後休業

母性保護の観点から、出産を予定している女性労働者は、請求すれば出産予定の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から産前休業を取ることができます。また、使用者は出産後8週間を経過しない女性を働かせることはできません。

- 対象
産前産後の女性労働者
- 休める期間
産前：6週間(多胎妊娠の場合は14週間) 出産予定日を基準に計算し、出産当日は、産前休業期間に含まれます。
産後：8週間 ただし、6週間経過後は、本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務に就いても差し支えありません。
- 休んでいる期間の賃金
有給にするか、無給にするかは労働基準法上の定めはなく、事業所ごとに異なりますから、事業所に確認してください。
無給の場合、あるいは賃金の一部しか支払われない場合は、健康保険から被保険者に出産手当金が支給されますから、全国健康保険協会山梨支部に確認してください。

【問い合わせ先】 労働基準監督署、全国健康保険協会山梨支部(Tel. (055)220-7752)(出産手当金について)

○ その他の保護制度あれこれ

- 軽易業務転換
妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に転換させなければなりません。
- 危険有害業務の就業制限
妊娠婦を、妊娠、出産、哺育などに有害な業務に就かせてはいけません。
- 時間外労働、休日労働、深夜業の制限
妊娠婦が請求した場合は、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることはできません。
- 変形労働時間制の適用制限
妊娠婦が請求した場合は、変形労働時間制が取られる場合でも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。
- 育児時間
1歳未満の子どもを育てる女性労働者は、1日に2回、それぞれ少なくとも30分の育児時間を請求できます。
- 女性全般に係る就業制限(次の業務には妊娠婦以外の女性も就業が制限されています。)
(1)重量物を扱う業務(別表(1)参照)
(2)妊娠や出産・授乳機能に影響のある物質を使用する、下記①②に該当する場所における業務等。
①労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
②タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

(1)重量物を扱う業務

年 齢	重量 (単位: kg)	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

【問い合わせ先】 労働基準監督署

※妊娠婦とは、妊娠中及び産後1年を経過しない女性をいいます。

◇問い合わせ先(労働基準監督署) 受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

名 称	所 在 地	電話番号
甲府労働基準監督署	〒400-8579 甲府市下飯田 2-5-51	(055)224-5620
都留労働基準監督署	〒402-0005 都留市四日市場 23-2	(0554)43-2195
鰍沢労働基準監督署	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢 1760-1 富士川地方合同庁舎 5階	(0556)22-3181

○ 母性健康管理の措置

妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理のため、事業主は、次の措置を講じなければなりません。

● 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保

妊産婦が請求した場合、保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

● 医師等の指導事項を守ることができるようにするための措置

妊産婦が医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

◇問い合わせ先 山梨労働局雇用環境・均等室(母性健康管理) 受付時間:月～金曜日 8:30～17:15 [9:00～16:30に専門の相談員を置いています]

名 称	所 在 地	電話番号
山 梨 労 働 局 雇 用 環 境 ・ 均 等 室	〒400-8577 甲府市丸の内 1-1-11	(055)225-2851

仕事と育児を両立するための制度

○ 育児休業

子を養育するために労働者(ただし、対象から除外される場合もあります。)が申し出た場合、育児休業を取得できます。

● 休める期間

- ①原則…子の1歳の誕生日の前日まで(分割して2回取得可能)
- ②保育所に入れない等の特別の事情がある場合…子が1歳6か月に達するまで/再度申出することにより、最長2歳まで延長可
- ③両親がともに休業する場合…子が1歳2か月に達するまでのうち、1年間
- ④産後パパ育休…産後休業をしていない労働者は、育児休業とは別に、出生後8週間以内に4週間(28日間)、分割して2回取得可能

※令和4年10月からは、育児休業の分割取得と産後パパ育休が可能となりました。

● 休んでいる期間の賃金

有給にするか、無給にするかは、育児・介護休業法上の定めはなく、事業所ごとに異なりますから、事業所に確認してください。

【問い合わせ先】 山梨労働局雇用環境・均等室(育児休業)(上記)

● 育児休業給付(ハローワーク)

雇用保険の被保険者の方が、1歳(一定の要件に該当した場合は1歳2か月、さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月または2歳)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます。

また、雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日間)を限度として、産後パパ育休(出生時育児休業)を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」が支給されます。

※どちらもハローワークへの支給申請が必要です。

● 給付額

- ・ 育児休業給付金：休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67% (育児休業開始から181日目以降は50%)
- ・ 出生時育児休業給付金：休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数(28日が上限) × 67%

◇問い合わせ先 公共職業安定所(ハローワーク) 受付時間:月～金曜日 8:30～17:15

名 称	所 在 地	電話番号
ハローワーク甲府 雇用保険適用課	〒400-0851 甲府市住吉 1-17-5	(055)232-6060
ハローワーク富士吉田 管理課適用係	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3	(0555)23-8609
ハローワーク大月 雇用保険適用係	〒401-0013 大月市大月 3-2-17	(0554)22-8609
ハローワーク都留 雇用保険適用係	〒402-0051 都留市下谷 3-7-31	(0554)43-5141
ハローワーク塩山 管理課適用係	〒404-0042 甲州市塩山上於曾 1777-1	(0553)33-8609
ハローワーク韮崎 管理課適用係	〒407-0015 韮崎市若宮 1-10-41	(0551)22-1331
ハローワーク鵜沢 管理課適用係	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鵜沢 1760-1 富士川地方合同庁舎 2階	(0556)22-8689

○ その他の仕事と育児を両立するための制度あれこれ

● 子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する労働者が申し出た場合、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで子の看護や予防接種・健康診断のために休暇を取得することができます。時間単位で取得が可能です。

● 育児のための時間外労働・深夜業の制限

小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働及び午後10時から午前5時までの深夜業が免除されます。

● 育児のための勤務時間の短縮等の措置

3歳未満の子を養育する労働者が申し出た場合、短時間勤務制度(原則6時間勤務)等が利用できます(例外あり)。

● 育児のための所定外労働の制限

3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定外労働(残業)が免除されます。

※賃金については、事業所ごとに異なりますから、事業所に確認をしてください。

【問い合わせ先】 山梨労働局雇用環境・均等室(p.10)

○ 職場で妊娠等や、育児休業取得を理由とする不利益取扱いや上司・同僚からのハラスメントなどのトラブル等があった場合、雇用環境・均等室にご相談ください

■ 男女雇用機会均等法では、妊娠、出産、産前産後休業を取得したこと、妊娠中の時差勤務など母性健康管理措置を受けたことや、時間外労働の免除など母性保護措置を受けたこと、妊娠又は出産に起因する能率低下等を理由とする解雇その他不利益な取扱いを禁止しています。また、妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が「妊娠、出産、産前産後休業を取得したこと等による解雇でないこと」を証明しない限り、無効となります。

■ 育児・介護休業法では、男女労働者が育児休業、短時間勤務制度等の利用を申し出たことや利用したことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

■ 「不利益な取扱い」とは、解雇、退職又は正社員をパートとするような労働契約内容の変更を強要すること、減給、賞与等において不利益な算定を行うこと、不利益な配置の変更を行うこと等が該当します。

■ 事業主は、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したことに対して、上司・同僚が就業環境を害する言動(ハラスメント)を行わないよう、防止措置を講じなければなりません。

■ 雇用環境・均等室では、相談に応じ問題解決のお手伝いをしています。
トラブル解決の援助には、労働局長による「紛争解決援助」と紛争調整委員会による「調停」の2つの方法があります(無料、プライバシーは守られます)。

【問い合わせ先】 山梨労働局雇用環境・均等室(p.10)

山梨県子育て就労支援センター

子育て就労支援センターは、子育て中の求職者を対象として、就労相談と職業紹介(ハローワーク窓口併設)をワンストップで提供しています。

県内には、甲府市と富士吉田市の2か所に設置されており、どちらの施設にも目の届く所に子どもの遊び場(キッズスペース)があり安心して利用できます。また、授乳やおむつ替えのできる個室もあります。

主なサービス

- 子育て情報の提供
- 就労相談
- 応募書類の書き方・面接練習
- 職業訓練の情報提供
- 職業相談・職業紹介・求人検索(ハローワーク)

【問い合わせ先】

甲府市(やまなし・しごと・プラザ)

(055)233-4510(予約優先制)
〒400-0035甲府市飯田1-1-20 JA会館5階
月～金9:30～18:00(祝日・年末年始を除く)
土13:00～17:00
(職業相談・職業紹介・求人検索を除く)

富士吉田市(やまなし・しごと・プラザサテライト)

(0555)72-8803(予約優先制)
〒403-0005富士吉田市上吉田2-5-1
富士山駅ビルショッピングセンター「Q-STA」3階
月～金10:00～18:30(祝日・年末年始・Q-STAの休館日を除く)
(職業相談・職業紹介・求人検索は17:15まで)
土13:00～17:00(職業相談・職業紹介・求人検索を除く)

● 社会全体で子育て応援 ●



やまなし子ども・子育て支援条例

山梨県では、子どもの最善の利益が図られ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、子ども・子育て支援に関する条例を平成29年10月に制定しました。

基本理念

- すべての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。
- 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- すべての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受けることができるようにすること。
- 家庭、地域その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮すること。
- 県、市町村、県民、教育関係者、事業主等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。

子育てをサポートします！

未来を担う子どもたちのために 社会全体で子育て！



子ども・子育て応援県民会議

令和2年11月19日(やまなし子育ての日)に、行政、経済、保育・教育、医療・保健、NPO、報道などの45団体で構成する「やまなし子ども・子育て応援県民会議」を設立しました。

参画団体や参画団体に加盟する企業、団体等自らが支援の取組を自主的・主体的に行うとともに、相互に連携・協働し、大きな広がりを持った県民運動として、子どもや子育て家庭を応援する取組を推進していきます。



WEラブ赤ちゃんプロジェクト

赤ちゃんの泣き声を温かく見守っている方たちの思いを表すステッカーやポスターを作成しました。県では、施設・店舗や公共交通機関など、公共の場で泣き出してしまった赤ちゃんを一生懸命あやすママやパパたちに「泣いてもいいよ！」と温かく見守る活動を広めています。

▼ポスター



▼ステッカー



「泣いてもいいよ！」を甲州弁で、より親しみやすく、「泣いてもいいさよお！」と表現しました。

県子育て政策課でステッカー・ポスター配布中

※数量に限りがあります
詳しくは県ホームページをご覧ください

山梨県 WEラブ赤ちゃん



「やまなし子育てプチ応援プロジェクト」

～ たくさんの小さな一歩で、やまなしの未来を大きく変えよう ～

このプロジェクトは、様々な立場の方に、子どもの参観日に休暇を取得しやすい雰囲気や、赤ちゃんが急に泣きだしても温かく見守る思いやりなど、子育てを支える小さな一歩を踏み出していただき、それを発信していただくものです。



子育てをサポートします！

やまなし子育て応援カード

協賛店舗で応援カードを提示すると、お得なサービスが受けられるカードです。

県内にお住まいの18歳以下の子どもがいる家庭や、妊婦さんを対象としています。一番下の子どもが満18歳になって最初に迎える3月31日まで有効です。全国の協賛店舗でもご利用になれます。

カードはお住まいの市町村窓口で交付しています。健康保険証や母子手帳など、忘れずにお持ちください。

協賛店舗公式PRグッズ



目印は、このステッカーとのぼり旗！
公式PRグッズの掲示してある店舗で、カードをご利用ください。
ステッカーには、各店舗の特典内容が記入されています。
あらかじめご確認ください。

やまなし子育てネットワーク で協賛店舗を簡単検索(スマートフォン対応)

<https://www.yamanaishi-kosodate.net/ouencard/>

または で検索



【問い合わせ先】 県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当 TEL(055)223-1456

※カードの交付については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

赤ちゃんもママもパパも一緒に成長

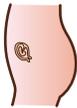
赤ちゃんが生まれるまでの10か月

妊娠おめでとうございます。

これからの10か月は赤ちゃんにとっても、パパやママにとっても大切な時間です。家族みんなに会うために、ママのおなかの中で元気に成長する赤ちゃん。健やかに育つ赤ちゃんを見守りながら、夫婦で妊娠期のこと、出産のこと、育児のこと、またこれからのライフプランについてもゆっくり話し合い、たくさんの時間を共有しましょう。

また、ママの心や体には、さまざまな変化が訪れます。ママのからだをいたわる、話をきいてあげるなど、できる範囲のことから始めてみてください。ママにとってパパが近くでサポートしてくれていることが、何よりも心強いのです。ふたりに授かった小さな命、ふたりに大切に育てていきましょう。

子育てをサポートします！

時期	月数	週数	受診	赤ちゃんの成長	母体の変化と過ごし方	パパのサポート
妊娠前期	1か月	0~3	4週間に1回	 <p>まだ「胚芽」と呼ばれる時期。 大きさは約0.2cm</p>	<p>★つわりが始まるなど、心身両面で不安定になる時期。リラックスできるように特に精神面でのサポートを心がけよう。</p>  <p>自分の判断で薬は飲まないこと</p>  <p>❗出血や腰痛に注意 流産に注意</p>	<p>❗妊娠初期は流産しやすいので性生活は控えめに</p>  <p>♥母子健康手帳をもらおう。 ♥心身ともに不安定な妻を思いやりで受け止めてあげよう。 ♥妻の妊娠を機会にたばこはやめる or 控えよう。(p.1)</p>
	2か月	4~7		 <p>7週目ごろになると頭部と体が分かれて手足も発達。 ○身長約2.5cm ○体重約4g</p>		
	3か月	8~11		 <p>超音波検査で心拍動胎動がみられる。手足の指がわかれてくる。 ○身長約9cm ○体重約20g</p>		
	4か月	12~15		 <p>内臓諸器官が発達し性別が分かるようになる。 ○身長約18cm ○体重約120g</p>		
妊娠中期	5か月	16~19	4週間に1回	 <p>体全体がふっくらとして丸みを帯びてくる。うぶ毛や爪が生え始める。 ○身長約25cm ○体重約150g</p>	<p>★つわりがおさまり食欲が出てくるなど、心身ともに安定する時期です。2人でマタニティライフを楽しもう！</p> <p>❗体重の増えすぎに注意</p>  <p>胎動 腹帯 乳房の手入れ 妊婦体操</p>	<p>父親学級へ参加してみよう！</p> <p>一緒に散歩を楽しもう！</p> <p>家事 買い物</p>  <p>出産準備用品を揃えよう！</p> 
	6か月	20~23	4週間に1回	 <p>髪の毛が生え、眉毛、まつ毛、まぶたができてくる。 ○身長約30cm ○体重約600g</p>		
	7か月	24~27	2週間に1回	 <p>動きが活発になる。しわが多い。 ○身長約35cm ○体重約1000g</p>		
妊娠後期	8か月	28~31	2週間に1回	 <p>力強く動くようになり、ママのお腹を強くけったりする。 ○身長約40cm ○体重約1500~1800g</p>	<p>★里帰り出産を考えている場合は、この時期が最も適しています。 ★9か月ごろから安産のための呼吸法や体操のサポートをしてあげよう。</p> <p>❗出血やお腹が硬かったり、張ったり、痛みがある場合は注意 ❗動悸や息切れがして疲れやすくなったり、むくみなどが出たりします。また、出産を控え、神経質にもなってきます。</p>	<p>破水の恐れがあるので性生活は控えめに！</p>  <p>心身のサポートを！</p> 
	9か月	32~35		 <p>内臓器官がほぼ完成し、髪や爪も伸び赤ちゃんらしくなる。 ○身長約45~47cm ○体重約2000~2500g</p>		
	10か月	36~39	1週間に1回	 <p>いつ生まれてもいい状態になる。 ○身長約50cm ○体重約3000~3200g</p>		
	11か月	40~41				

●定期健診はふたりで行こう！

定期健診には、可能な限り付き添いましょう。主治医と話をすることで、妊娠中の注意事項や妻の体の変化、子どもの成長ぶりも分かります。父親としての自覚もわいてきます。

いよいよ出産！ ママとパパ、一緒にがんばろう

やまなし子育てネット「子育てパパ～イクメン応援ガイド～」でこの時期のママ・パパをマンガでわかりやすく紹介中！

https://www.yamanashi-kosodate.net/nenrei/papa/manga_02/index.html

子育てパパ やまなし

検索

出産のはじまりのサイン

おしるし（血液の混じったもの）は、子宮の出口が開き始めたサイン。このサインから2～3日後に陣痛が始まります。

おなかや腰に少し強い生理痛のような痛みを感じたら、そろそろ陣痛の始まり。破水したら病院に連絡し受診しましょう。



第1期 (10～12時間)

入院のタイミング

入院の目安は、陣痛の間隔が10分より短くなったとき。



第2期 (4時間)

出産

陣痛が強くなり、子宮口が10cmくらいになると、陣痛の間隔も1～2分ほどに。いよいよ出産です。赤ちゃんは旋回しながら産道を降りてきてママの最後のふんばりで生まれてきます。

第3期 (30分)

胎盤が出るまで

赤ちゃんが生まれた後、もう一度子宮の収縮があり、胎盤が出てきます。初産婦で20～30分、経産婦で10～20分。

パパへ

- 休暇取得など、できるだけママに付き添える体制を作りましょう。
- ママからお産の始まりの連絡がきたら、なるべく早く帰ってこよう。夜の外出は控えましょう！ママはパパがそばにいてくれるだけで安心です。
- 出産当日は、お互いの実家などに状況を連絡しましょう。上の子がいる場合は、サポートも忘れずに！
- 水分補給や消化のよいものを準備しましょう。
- ママがリラックスできるよう、好きな音楽をかけたり、心地よい環境を整えましょう。
- 陣痛の間隔を測り、陣痛の波をつかみ呼吸法をリードしましょう。

パパも一緒に

陣痛マッサージと呼吸法



陣痛の波をつかんで、痛みを取られているママの呼吸法をリードしよう。また「赤ちゃんも頑張ってるよ」など励まして。その言葉で冷静になり、呼吸やいきみに集中できたりします。

ママが耐える陣痛の痛みは、男の人ならとっくに気絶しているといわれるほど。とにかくママが訴える痛いところをマッサージしたり、圧迫してあげましょう。お産が進んでママが痛みでパパにあたっても、ママが赤ちゃんに会わせてくれるために力を振り絞ってがんばってくれていると、冷静に考えましょう。

ようこそ、赤ちゃん！

- がんばったママへ心からのねぎらいと祝福で、ママの気持ちを安定させてあげましょう。
- 無事出産したことを、必要な人に知らせましょう。
- ママが欲しい物、してほしいことなどを聞いてできるだけ対応してあげましょう。
- 退院するママと赤ちゃんを迎える準備をしましょう。（自宅の掃除など環境を整える）



産後のママの体の変化を知っておこう！

出産後の心身の健康

出産後のお母さんは、わけもなくイライラしたり、気持ちが落ち込んだりすることがあります。産後のホルモンなど身体の内部の変化や、慣れない育児の疲れなどが原因とされています。「産後うつ」はお母さんの10～15%に起こるとされています。出産後は、お母さんは赤ちゃんの世話に追われ、自分の心や体の異常については後回しにしがちです。「産後うつ」のスクリーニング検査を含め産科医療機関等で産婦健診が開始されています。健診を利用し、産後うつかもしれないと思ったときは、専門家に相談しましょう。また、産後の不安の軽減については、P5の宿泊型産後ケア事業や産前産後電話相談など上手に活用してください。

初めてのバースデイまで

赤ちゃんの心と体の様子

生後～8週間



赤ちゃんは、4週間までを新生児期といい、胎外生活に慣れるための期間です。泣くことで不快を訴えます。泣く・泣かない、ミルクを飲む・飲まない、よく寝る・寝ないなど、子どもによっていろいろです。

～1歳まで



声が出てきて首がすわり、5か月位で寝返り、6～7か月でおすわりをし、8～9か月でハイハイやつかまり立ちができるようになります。離乳食を始める目安は5～6か月。8～9か月で歯が生え始め、1歳近くなると理解できる言葉が増えてきます。

初めてのことはばかりで不安や戸惑いもたくさんあると思います。でも、それはママも同じこと。子どもの健やかな成長には、パパの協力は欠かせません。パパは子どもと触れあう時間が少なくなりがちですが、そこは内容でカバーして、パパだからできることを大切にしながら子育てを楽しんでみてください。



パパ

ができること どんどんチャレンジしてみよう！

おむつを替えてみよう

とにかく手際が大切！おむつ替えの前に必要なものを用意しましょう！



お風呂に入れよう

パパの手や腕は大きくて赤ちゃんをゆったりと支えられるから、赤ちゃんも安心です。怖がらずにチャレンジ！



1歳から3歳まで

子どもの心と体の様子

1歳から2歳まで



よちよち歩きができるようになり、言葉も増えます。何でも自分でやりたがったりなど、好奇心も旺盛になる時期です。

3歳まで



排尿間隔が長くなってくると、いよいよトイレトレーニングの時期。食事でもスプーンやフォークを使って自分で食べ進めることができるようになってきます。

From先輩パパ

「パパと結婚するー♡」と4歳の娘の言葉に、おむつ替えやお風呂入れ、ミルクあげから寝かしつけなど、子育てがんばってよかったなーと実感！



パパ

ができること どんどんチャレンジしてみよう！

歯磨きをしてみよう

パパのまねっこ！歯ブラシを口に入れることに慣れましょう。



やだやだ!!時期は、こうして乗り越えよう

一方的に拒否しないで、まず耳を傾けてやさしく対応！だめなことはだめ、でも一步引けるところは引いて、甘えさせてあげてください。





こんなときどうする??

先輩パパからのアドバイス

小さい頃からの習慣はとても大切!うちはチャイルドシートを徹底。おかげで3歳の息子は車に乗るたびに自分から「シートベルト!!」って言うようになりました!



泣きやまない!!

泣くことで親に多くのことを伝える赤ちゃん。でもいざ泣かれてしまうと、どうしよう・・・と困ってしまうパパも。そんなときは

STEP1 子どもをチェック!



おむつは汚れていませんか?
お腹は空いていませんか?
のどが渇いていませんか?
暑い?寒い?
痛いところはありませんか?
熱はありませんか?

STEP2 基本は抱っこ



抱っこで落ち着かせましょう。
(ゆすりすぎには注意しましょう)
気分を変えるために、家の中や近所を抱っこしたまま散歩してみましょ。お気に入りのタオルや音楽、映像、絵本を試してみましょ!

子育てをサポートします!

ママがいい!!

子どものお留守番などで、パパが困るのは「ママがいい!」と泣かれること。そんなときは

STEP1 受け止め+うなずき+オウム返し



うるさい!ではなく、「どうしたの?ママがいいよね」と子ども目線で受け止めてあげてください。

子どもが泣きじゃくっても、ここは一踏ん張り。そのうち必ず収まるから、うるたえず大人の余裕を!怒鳴ったり、叩くのはもちろん厳禁!

STEP2 外に連れ出し、気分をかえる!

「ママを探そう」と称して近所へお散歩。だんだんママの話題から目に映る景色など話題を切り替えて!



病気??

子どもは、元気に遊んでいても、急に具合が悪くなることもあります。ふだんから、かかりつけの病院の連絡先の一覧・保険証・母子健康手帳・診察券の保管場所を把握しておきましょう。

STEP1 まずはママに相談

- ・ふだんの熱より高熱
- ・咳が続いたり、激しく咳き込む
- ・息が苦しそう
- ・嘔吐や下痢がひどい
- ・発疹がでた、増えた
- ・顔色が悪い
- ・ぐったりしている
- ・食べない、飲まない
- ・けいれんを起こしたなど症状を伝えて相談しましょう。
(※応急手当→p.20)



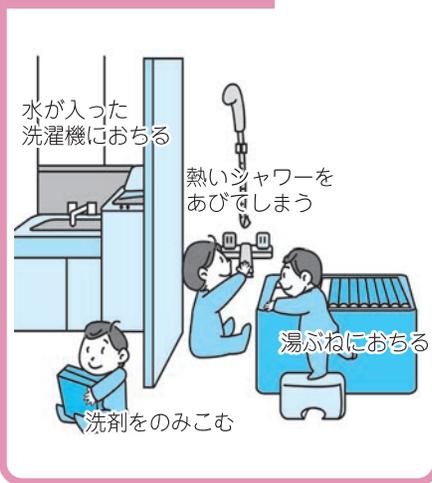
STEP2 医師の診察

「病院へ連れて行く」だけでなく医師へきちんと症状や変化など様子を伝えましょ。家庭での注意点や次の受診の目安も聞きもらさないで!
(※医療機関受診時のポイント→p.22)



もしものときは・・・
子どもの急病への対応 →p.21

お風呂・脱衣所



ベランダ



居間



○ 異物を飲み込んだときに医療機関で受診するまでに家庭で行う応急処置

危険な誤飲項目		水を飲ませる	牛乳を飲ませる	吐かせる	応急処置・説明
タバコ	葉・吸い殻	×	×	○	飲食は避け、吐かせて、医療機関へ
	タバコを浸した溶液	○	○	○	水又は牛乳を飲ませ、吐かせて、医療機関へ
洗剤・漂白剤（強酸又は強アルカリ）		○	○	×	水又は牛乳を飲ませて、医療機関へ
防虫剤（ナフタリン等）		○	×	○	水を飲ませ、吐かせて、医療機関へ
芳香剤・消臭剤		○	○	○	水又は牛乳を飲ませ、吐かせて、医療機関へ
灯油・ベンジン（石油製品）		×	×	×	何も飲ませず、吐かせず、医療機関へ
ボタン電池		×	×	×	何も飲ませず、吐かせず、医療機関へ

※ 何を飲んだかという情報が大切です。医薬品、洗剤、消臭剤、殺虫剤などの場合は、受診の際に、その成分がわかるような説明書や箱、ビンなどを必ず持参してください。

※ 応急処置がわからないときは、下記にお問い合わせください。

（公財）日本中毒情報センター(中毒110番)

つくば：(029) 852-9999 (365日 9:00~21:00対応、無料)

大阪：(072) 727-2499 (365日 24時間対応、無料)

タバコ専用電話：(072) 726-9922 (365日24時間対応、無料)



ワンポイントアドバイス

こどもを事故から守る！プロジェクト

こども家庭庁では「こどもを事故から守る！」ための様々な取組を集中的に実施しています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/overview/>

子どもの安全、携帯しよう！

「子ども安全メールFrom消費者庁」→ **配信登録(配信登録ページ)**

(https://mmw.caa.go.jp/db/pub/child_safety/pc/create/ev/email)

子どもの事故に関する情報や豆知識をあなたの携帯電話に配信します。

「消費者庁子どもを事故から守る！」公式Twitter

(@caa_kodomo) 子ども安全メールの内容を毎週配信するほか、子どもの事故防止に役立つ情報を発信しています。



応急手当

子どもが急に病気やけがをしたときは、家庭でしておきたい応急手当があります。どのような応急手当をしたらよいかを身につけておきましょう。

また「こども救急ガイドブック(上手なお医者さんのかかり方)」を参考にしましょう。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07360431392.html>)

こども救急ガイドブック

検索

熱があるとき

- 熱があるときはいつもより水分を多めに与え静かに休ませましょう。
- 掛け物はうすめにしましょう。
- 解熱剤などの使用は、かかりつけ医の指示に従いましょう。



ひきつけたとき

- 平らなところに静かに寝かせて、衣類をゆるめて楽にさせましょう。
- 頭は低めにし、横を向かせて、嘔吐したときに吐いたものがのどにつまらないように配慮しましょう。
- 口の中に物を詰め込んだり、くわえさせてはいけません。(窒息の原因になります)
- ひきつけが起こっている時間の長さやひきつけの様子を覚えておくと、医師の診断の参考になります。
- けいれんが治ったら、熱をはかりましょう。



やけどをしたとき

- 流水で冷やしましょう。
- 刺激が強い場合はやけどした所に直接水圧がかからないよう洗面器などに浸しましょう。
- 水ぼうがができて破いてはいけません。



頭を打ったとき

- 傷口をガーゼや清潔なハンカチで止血させましょう。
- こぶがあるときは冷たいタオルか氷のうで冷やしましょう。
- 意識がない時、嘔吐がある時は救急車を呼びましょう。



止血法

- 傷口を十分におおえる大きさの清潔なガーゼや布を当てその上を強く押さえます。
- 傷口を心臓より高くしておきましょう。



胸や腹を強く打ったとき

- 救急車を待つ間、呼吸の有無を確認し楽な姿勢にさせましょう。



のどに物がつまったとき

- 頭が胸より低くなるように体を曲げ、背中の肩甲骨の間を強く4~5回たたきましょう。
- 手当する者は、イスに座るかひざまずきましましょう。



鼻血が出たとき

- 座った姿勢であごを引くように下を向けさせます。
- 小鼻のやわらかい部分をつまんで圧迫し、止血します。
- 15分以上出血が続き、止まる様子のない場合は、病院へ行きましょう。



子どもの急病への対応

休日や夜間に子どもが急に発熱したり、体に異変が起き、翌日以降の通常の診療時間まで待てない場合、どこで受診したらよいかあらかじめ確認しておきましょう。

また、保護者の方が子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けた方がいいのかなどの不安を解消するため、休日夜間の急病に関する電話相談を受け付けていますので、ご利用ください。

○ 小児救急電話相談(#8000)

- 利用時間 平日：午後7時～翌朝7時、土曜日：午後3時～翌朝7時、休日：午前9時～翌朝7時
- 電話番号 携帯電話(プッシュ回線)からは、局番なしの #8000(短縮ダイヤル)
ダイヤル回線からは、(055)226-3369まで
- 対応者 小児医療に精通した看護師
- 相談内容 子どもの急な病気に関する相談(発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど)
※慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください。
※電話での助言です。電話による診断、治療はできません。
※簡潔にご相談ください。
※明らかに救急を要する急病の場合は、医療機関又は119番へご連絡ください。

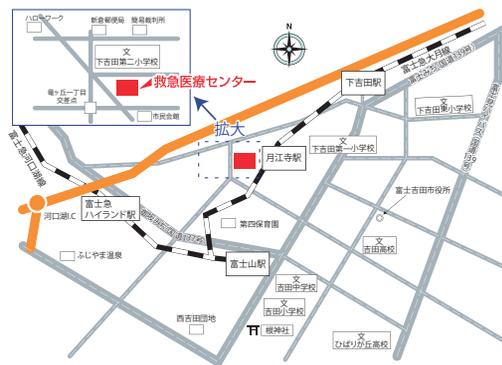
○ 小児救急医療体制

医療関係者などの協力のもと、県と市町村が共同して全県の小児患者を対象に、甲府市内及び富士吉田市内に「小児初期救急医療センター」を設置し、小児救急医療に対応しています。

小児初期救急医療センター

	甲府市内の小児初期救急医療センター	富士吉田市内の小児初期救急医療センター
診療時間	夜間(毎日)：午後7時～翌朝7時 土 曜：午後3時～翌朝7時 休 日：午前9時～翌朝7時 (日曜、祝日、年末年始[12/29~1/3])	夜間(毎日)：午後8時～深夜0時 土 曜：午後3時～深夜0時 休 日：午前9時～深夜0時 (日曜、祝日、年末年始[12/29~1/3])
場 所	甲府市幸町14-6 甲府市地域医療センター内	富士吉田市緑ヶ丘2丁目7-21 富士北麓総合医療センター2階
連絡先	(055)226-3399	(0555)24-9977
留意事項	<p>○予約の必要はありませんが、あらかじめ電話で受診の状況などを確認してから出かけるようにしましょう。</p> <p>○頭部打撲、やけど、ケガ、骨折等の外科的疾患については対応できません。</p> <p>異物の飲み込みについても対応できない場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。</p> <p>○翌日以降ならず通常の診療時間内にかかりつけ医の診療を受けましょう。</p>	

地 図



●医療機関受診時のポイント

(休日や夜間の急病時には、小児初期救急医療センターや地域の救急医療システムを利用できます。)

1 できるだけかかりつけ医療機関の診療時間内に受診しましょう。

2 診察室でたずねられることをあらかじめ整理しておきましょう。

- 気になる症状はどんなことですか？
- その症状はいつからありますか？（何時頃から、1日何回くらいなど具体的に）
- 今までに大きな病気にかかったことがありますか？
- 薬や食べ物にアレルギーがありますか？
- 家族にも同じような症状がありませんか？

3 こどもの症状や様子がわかる人が一緒に行きましょう。

4 診察を受けるときに持って行くものをチェックしましょう。

- 母子健康手帳、保険証、診察券、乳幼児医療費受給者証
- 子どもの状態がわかるもの（例 体温・症状を書いたメモ、便・便の写真）
- お薬手帳（飲んでいる薬や薬の名前が分かるもの）
- ミルク・飲み物、ほ乳ビン、着替え、タオル、替えオムツ、ティッシュペーパー、ビニール袋（汚物入れ）、待ち時間のためのおもちゃや絵本 など



安価で安全・安心のジェネリック医薬品を使ってみませんか。

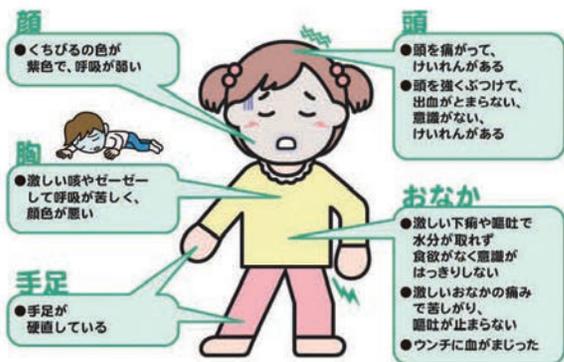
- 医療費を抑制し、安定した医療保険制度の維持につながります。
- 医師や薬剤師と相談してください。

●救急車の利用の仕方

◆こんなときには救急車を利用しましょう。

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児（15歳未満）

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性あります。



◆救急車の呼び方「119番」に電話すると・・・

- 消防署から次のように聞かれます。
落ち着いてはっきりと、簡潔に答えてください。

- 119番消防です。火事ですか、救急ですか？
- 住所と名前は？
- どうしました？
- 目標になるものがありますか？
- 電話番号は？

- 救急です。
- 〇〇市〇〇町1-12-20、山梨花子です。
- 子どもが〇〇〇の状態です。
- 〇〇薬局の〇〇側です。
- 237-〇〇〇〇です。（携帯も可）



◆救急車を呼ぶべきか迷ったときには・・・

住民が緊急度判定を自ら行い、医療機関や受診手段の情報が得られる、消防庁の全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」の活用をお願いします。

総務省消防庁「Q助」案内サイト
やまなし医療ネットからもアクセスできます。



※明らかに救急を要する急病・ケガの場合以外は、小児救急電話相談や小児初期救急医療センター（p.21参考）をご利用下さい。

子どもを交通事故から守るために

着用しよう!! チャイルドシート

チャイルドシートは事故の衝撃から子どもの命を守るための装置です。
幼児(6歳未満)を乗車させる場合には、チャイルドシートの使用が道路交通法で義務付けられています。チャイルドシートは、出産後、退院の日から必須のアイテムです。

子どもの体格に合い、国土交通省の定める基準を満たしたチャイルドシートを選び、正しく取り付けることで、子どもの乗車中の交通事故の死亡・重傷率を軽減させることができます。

取扱説明書をよく読んでしっかり取り付けましょう。

子どもを車内に
一人で置かない!
(熱中症予防にもなります)
チャイルドロックを使って
子どもの飛び出しを予防する。
-R3年度予防のための
子どもの死亡検証体制
整備事業(CDR)から-

○ 着用効果を最大限に発揮させよう!

チャイルドシートは、子どもの体の大きさに合わせて正しく使いましょう。

乳児用 (ベビーシートと呼ば れることもあります)

乳児期は首が据わっていないため、寝かせるタイプです。後ろ向きに使用する「シートタイプ」と、横向きに使用する「ベッドタイプ」があります。

- 適用体重 13kg未満
- 身長 70cm以下
- 年齢 新生児～1歳くらい



幼児用

首が据わり、自分で座っているようになったらこのタイプを使います。乳児のものを卒業してから「前向きのシート」として使います。

- 適用体重 9～18kg以下
- 身長 65～100cm以下
- 年齢 1歳～4歳くらい



学童用 (ジュニアシートと呼ば れることもあります)

チャイルドシートの使用義務は6歳未満ですが、シートベルトが正しく利用できるまでは学童用シートを必ず使用しましょう。座布団やクッションを代用するのは、滑りやすく腰が安定しないのでやめましょう。

- 適用体重 15～36kg以下
- 身長 135cm以下
- 年齢 4歳～10歳くらい



※対象となる体重、身長、年齢は目安です。

※市町村によっては、チャイルドシートの貸出を行っているところもありますので、お住まいの市町村に直接お問い合わせください。

チャイルドシートの正しい使い方

- チャイルドシートを座席に据える時は、大人がひざを乗せて体重をかけ、座席との間に隙間ができないように固定しましょう。
- 子どもを乗せる度に、身体にフィットするように肩ベルトの長さを必ず調整しましょう。緩いと首にかかって負傷する危険があります。



○ 幼児を抱いて乗車した場合の危険性

時速40kmで壁に正面衝突すると、ぶつかる瞬間に体重10kgの幼児が約30倍の300kgの重さになり、人間の力では支えておくことができません。

(助手席の場合)

急ブレーキをかけると、大人に抱かれた幼児は、ダッシュボードやフロントガラスに激突してしまいます。エアバックが作動して、大人とエアバックの間で押しつぶされる危険性もあります。

(後部座席の場合)

低速からの急停車でも腕から飛び出す危険もあります。天井に衝突すれば深刻なケガを負うこともあります。

○ チャイルドシートの取り付け位置は?

A. 後部両側が望ましい位置とされています。

チャイルドシートは、どんなに強固に取り付けていても、前面衝突の際には、子どもを乗せたシートごと前方に移動します。そのため、少しでも空間の広い場所に取り付けるのが理想です。ただし、後部でも中央は、座面の形状やシートベルトが不相当であることが多いため、避けましょう。

○ 子どもを上手にチャイルドシートに座らせるコツ

【家の中で】 ▼チャイルドシートが自分専用のイスであることを覚えさせよう!



居間や子ども部屋など子どもがリラックスできる場所にチャイルドシートを置いて座れるよう練習しましょう。

【車内で】



▼チャイルドシートをしたら、発進!の合図。

チャイルドシートにしっかり座らせたら、パパやママもシートベルトをきちんと着用しましょう。エンジンは、車内のみんながチャイルドシートやシートベルトをするまでかけず、きちんと全員ができてから発進してください。これを繰り返すことで、チャイルドシートに座る習慣を身に付けさせましょう。

● 離乳食から始める食育について ●



食育について

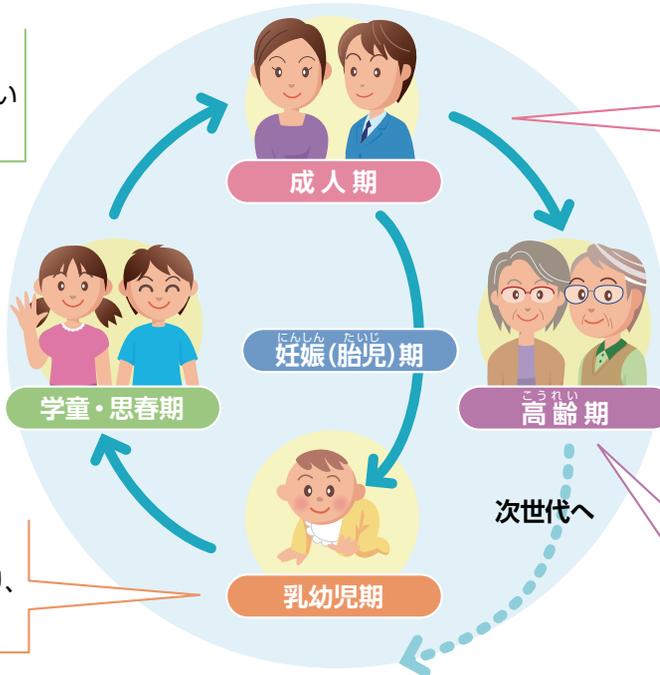
それぞれのライフステージで大切にしたい食育の取組

学童・思春期

食の体験を深め、自分らしい食生活を実現する

成人期

健全な食生活を実践し、次世代へ伝える



乳幼児期

食べる意欲の基礎をつくり、食の体験を広げる

高齢期

食を通じた豊かな生活の実現、次世代へ食文化や食に関する知識や経験を伝える

子どもの健康や医療

- 母乳やミルクを飲んで育ってきた赤ちゃんも、離乳食の時期を経て子どもの食事が食べられるようになり、学童・思春期へと成長していきます。
- 一生涯を健康で生き生きと過ごすためには、乳幼児期、学童・思春期の間に健全な食習慣が身に付くようにしていくことがとても大切です。
- 乳幼児期は、いろいろな食べものを見て、触って、味わってみる経験をさせて、食べられるものを増やしていきましょう。月齢にそった食材を、ひとつずつあせらずに試していきましょう。
- お父さんやお母さん自身の食事も見直しながら、子どもの食について考え実践していきましょう。

ワンポイントアドバイス



食育について更に詳しく知りたい人は農林水産省のHP上で「食育ガイド」を配布しています。
詳しくは二次元コードをご参考ください。
(http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/guide/guide_201903.html)



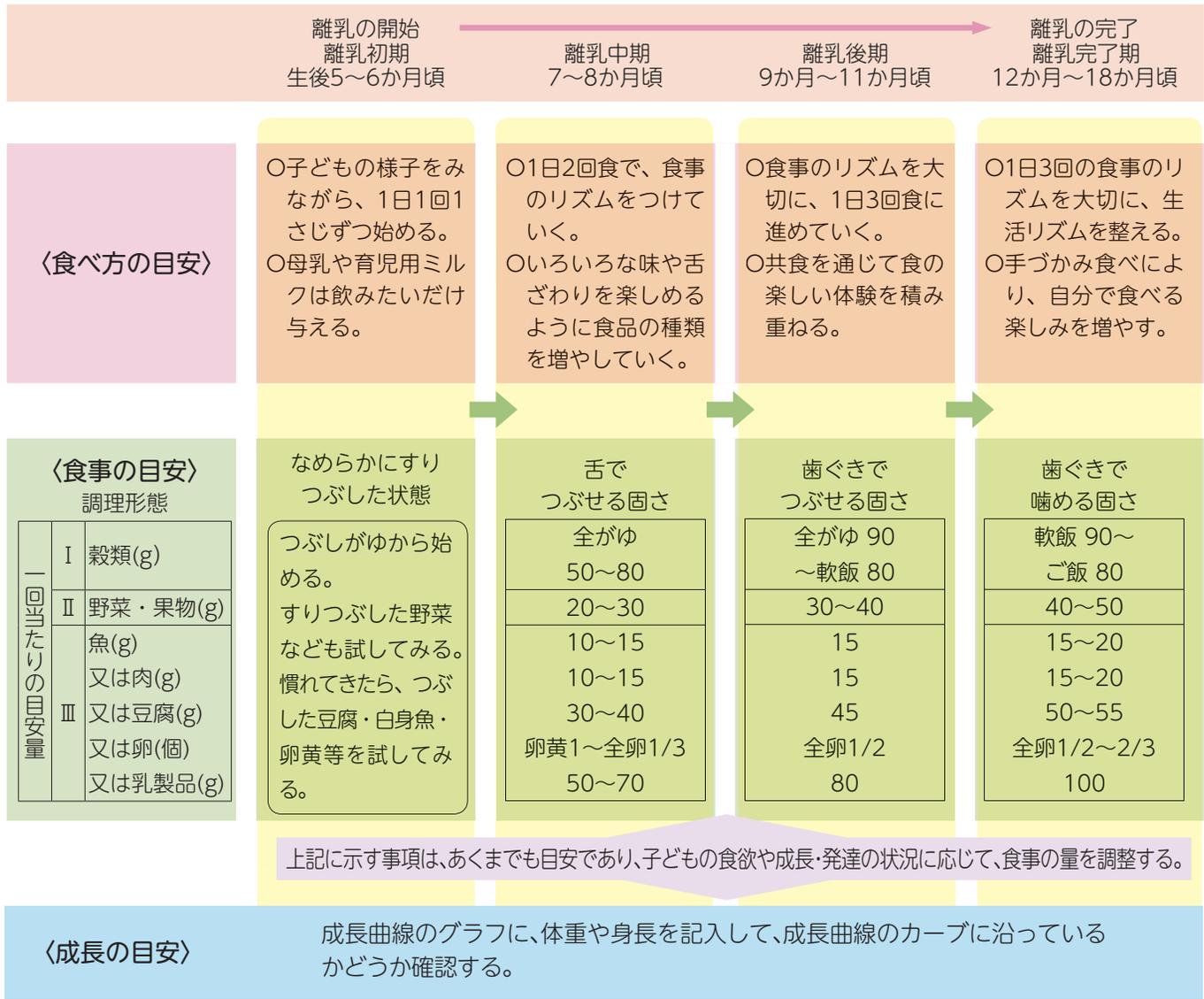
離乳食について

- 離乳食は、ミルクから一般的な食事へと移っていく過程の第一歩であり、とても大切な役割を持っています。

離乳食の役割は？

- 成長するに従い、ミルクやおっぱいだけでは不足する栄養素を補う役割があります。
- 食べ物をつぶしたり、歯ぐきでかみつぶしたり等の咀嚼機能の発達を促します。
- いろいろな味を知ることによって味覚の発達に繋がります。

離乳食の進め方の目安



上記に示す事項は、あくまでも目安であり、子どもの食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整する。

参考：授乳・離乳の支援ガイド (2019.3)

ワンポイントアドバイス

○ 衛生面に気をつけましょう

赤ちゃんのお腹は細菌に弱く、とてもデリケート。新鮮な食材を選び、手や食器などを清潔に心がけて。食器や調理器具は、熱湯などで消毒すると効果的です。虫歯の感染予防のために、大人が噛み砕いたものを子どもに与えないことも大切です。

○ 味付けに気をつけましょう

大人の味付けの半分を目安に、素材の味を活かした薄味を心がけましょう。濃い味は、好まれやすく、習慣になると薄味を受け付けなくなってしまうので、ご注意ください。

○ 固さに気をつけましょう

赤ちゃんは、離乳食を通じて食べ物を「噛む」ことを練習していきます。流動(ペースト)状のものから始め、半固形食、固形食と形あるものへと進めて行きましょう。

○ 量に気をつけましょう

1日ひとさじから始め、赤ちゃんの様子を見ながらあせらず少しずつ始めます。初期は1回、中期は2回、後期以降は3回が目安。風邪や下痢などのときは、通常の数より1回減らすくらいが良いでしょう。

○ アレルギーに気をつけましょう

離乳食を始めてから気になる症状が出た場合は、何を食べてどんな症状が出たかを整理し、主治医に相談しましょう。皮膚などの症状の原因がすべて食べたものにあるとは限りません。自己判断で食物を避けることはやめましょう。

○ ハチミツによる乳児ボツリヌス症に気をつけましょう

1歳未満の乳児は、ハチミツを食べることによって乳児ボツリヌス症にかかることがあります。まれに重症化するため、1歳未満の乳児にハチミツやハチミツ入りの飲料・お菓子などの食品は与えないようにしましょう。

バランスのよい食事

- 食事の適量(どれだけ食べたらいいか)は、性別、年齢、身体活動量によって異なります。
- 子どものバランスの良い食事については下の適量チェックCHARTを確認してください。

学ぶじゃん 山梨版 食事バラ



あなたの一日の食事バランスをチェックしよう!

適量チェック!! CHART

年齢	エネルギー (kcal)		主食	副菜	主菜	牛乳乳製品	果物
	男	女					
3~5歳	男	1300	3~4つ (SV)	4つ (SV)	3つ (SV)	2つ (SV)	1~2つ (SV)
	女	1250					
6~9歳	男	1550~1850	4~5つ (SV)	5~6つ (SV)	3~4つ (SV)	2つ (SV)	2つ (SV)
	女	1450~1700					

*SV…サービング「つ(SV)」。食べた物を「いくつ(SV)」と数えるだけで、細かい栄養を計算せずに簡単に1日の食事バランスをチェックすることができます。

日本人の食事摂取基準(2020年版より)
東京都乳幼児向けバランスガイド(H18.12作成より)

- 山梨版食事バランスガイドは1日の摂取量2,200±200kcal（基本形）を想定した料理例です。
- ※ 身体活動量が「低い」成人男性、身体活動量が「ふつう以上」の成人女性が1日に食べる量の目安になります。（「低い」は1日中座っていることがほとんどの人、「ふつう以上」は、低いに該当しない人）

ンスガイド



やまなし食育推進マスコット ふじペろりん

大切にしたい郷土山梨の食材を使った料理例

 スパゲッティ	 みみ	 おざら	 吉田のうどん	 麦とろ	 やこめ
 煮豆	 みそ	 にんじん	 ゆず	 野菜	 たまご
 魚	 栗	 栗	 栗	 栗	 栗
 卵	 卵	 卵	 卵	 卵	 卵
 牛乳	 牛乳	 牛乳	 牛乳	 牛乳	 牛乳
 りんご	 りんご	 りんご	 りんご	 りんご	 りんご

子どもの健康や医療

平成18年度 農林水産省 民間における食育活動促進支援事業
 作成：社団法人 山梨県栄養士会
 協力：山梨県農政事務所・山梨県・山梨学院短期大学食物栄養科・山梨県食生活改善推進員連絡協議会・
 (社)山梨県調理師会

④ 子どもを預ける、施設を利用する

● 県内の病児保育 ●

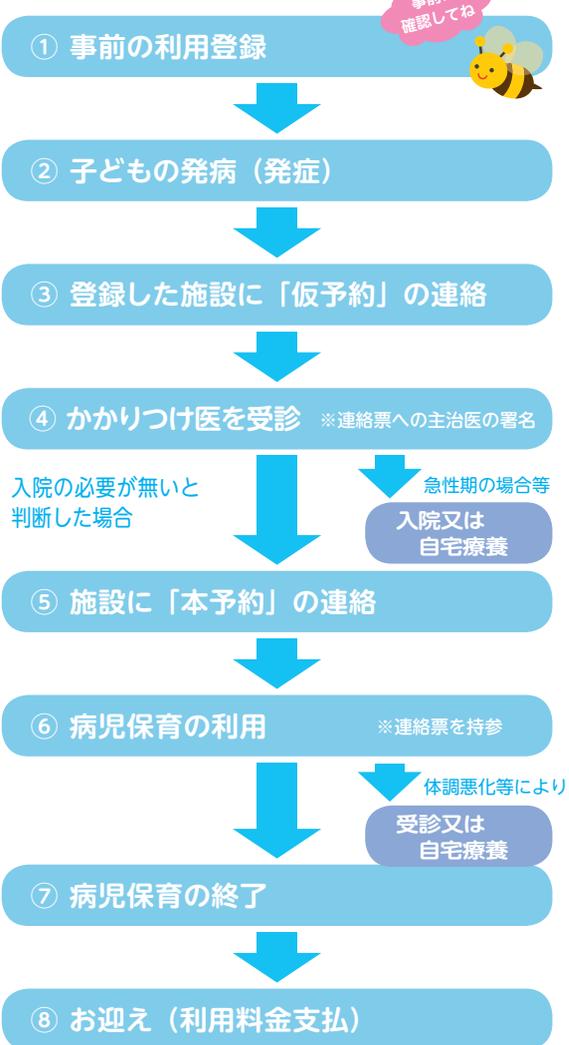


病児保育について

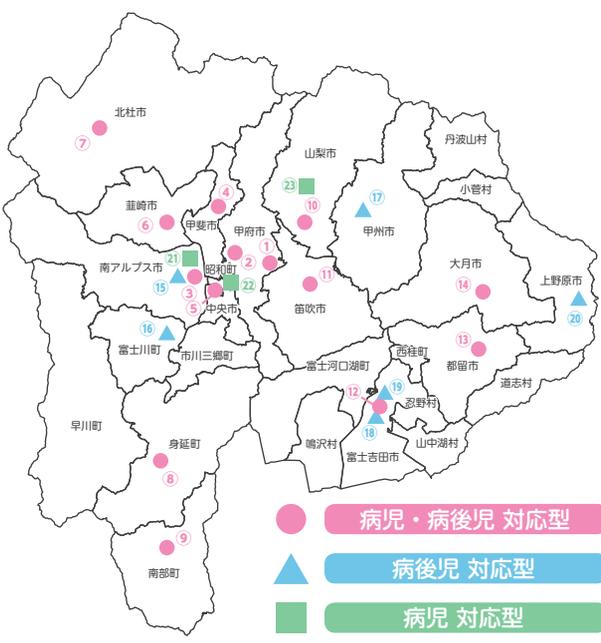
小学校6年生まで
利用できるよ！

子どもが病気になったとき、子どもを預けることができず、困ったことはないですか？
 「病児保育」は、このようなときに、とても役に立つ施設です。県内全市町村の参加による協定締結により、病児保育施設を持たない市町村の住民であっても、平成30年4月より、県内にある全ての病児・病後児保育施設を県内のどこに住んでいても自由に利用できるようになりました。
 働いているお父さん・お母さんが、病気になった子どもを安心して預けられる体制を整えることにより、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援します！！

病児保育の利用の流れ



病児保育施設 位置図



<病児対応型の施設>
 容態の安定している病気の子どもを、家庭で保育ができない保護者に代わって、医療機関または保育所で一時的に預かる施設

<病後児対応型の施設>
 病気は回復しているが、感染症等の理由から登園できない子どもを、保護者に代わって、医療機関または保育所で一時的に預かる施設



※施設により「利用の流れ」が異なる場合があるため、事前に施設または市町村に確認してください。
 ※「対象児童の年齢」は0歳から小学校6年生まで、「利用料金」は市内2千円、市外2千5百円ですが、施設によって異なる場合があるので、事前確認をお願いします。
 ※施設名に「◎」とある施設は、企業主導型保育所が運営する病児保育施設です。
 利用登録の方法や対象児童の年齢、利用料金等については、直接、施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ● 山梨県子育て支援局子育て政策課 TEL 055-223-1458

県内の病児・病後児保育施設の空き状況が、やまなし子育てネットを使い、スマホやパソコンから確認ができます。また、利用前の登録手続きも簡単にできます。

やまなし子育てネット

検索

<https://www.yamanashi-kosodate.net>



ここからさがす



モバイル用

病児・病後児 対応型 (14施設)

<甲府市>

① バンビ甲府東	
所在地	甲府市上阿原487-1
連絡先	055-242-6868
開設時間	月～金 8:30～20:00

<甲府市>

② バンビ甲府西	
所在地	甲府市富竹1-3-10
連絡先	055-288-8222
開設時間	月～金 8:30～18:30

<南アルプス市>

③ こもれびこどもクリニック病児保育室「うらら」	
所在地	南アルプス市在家塚96-1
連絡先	055-269-6070
開設時間	月・火・木・金 8:15～17:30 水 8:15～12:30

<甲斐市>

④ クローバー保育園「よつば」	
所在地	甲斐市竜王新町2117-3
連絡先	055-276-9680
開設時間	月～金 8:30～17:30

<昭和町>

⑤ げんきキッズクリニック「ドリーム」	
所在地	昭和町河東中島748-1
連絡先	055-268-5578
開設時間	月～金(木曜休) 8:30～17:00

<韮崎市>

⑥ 韮崎市立病院「スマイル」	
所在地	韮崎市本町3-5-3
連絡先	0551-23-4507
開設時間	月～金 8:00～18:00

<北杜市>

⑦ 北杜市立長坂保育園 秋田分園	
所在地	北杜市長坂町大八田3531
連絡先	0551-32-2058
開設時間	月～金 8:15～18:00

<身延町>

⑧ 飯富病院	
所在地	身延町飯富1628
連絡先	0556-42-2322
開設時間	月～金 8:30～18:00

<南部町>

⑨ 南部町ふれあいサロン	
所在地	南部町南部8050-1
連絡先	0556-64-3121
開設時間	月～金 8:30～18:00

<山梨市>

⑩ 山梨厚生病院「ひまわり」	
所在地	山梨市落合21
連絡先	0553-22-1773
開設時間	月～金 8:15～18:15

<笛吹市>

⑪ 一宮温泉病院「そらいろ」	
所在地	笛吹市一宮町坪井1745
連絡先	0553-47-3131
開設時間	月～金 8:30～18:00

<富士吉田市>

⑫ フェアワイズ保育園	
所在地	富士吉田市上吉田東4-8-4
連絡先	0555-23-3033
開設時間	月～金 8:30～17:30

<都留市>

⑬ 武井クリニック「なかよし」	
所在地	都留市法能670
連絡先	0554-45-6847
開設時間	月～金 8:30～17:30

<大月市>

⑭ 大月市立中央病院「さくら」	
所在地	大月市大月町花咲1225
連絡先	0554-56-8887
開設時間	月～金 8:30～18:00

病後児 対応型 (6施設)

<南アルプス市>

⑮ さくらんぼ保育園「つぼみ」	
所在地	南アルプス市桃園337-30
連絡先	055-282-8111
開設時間	月～金 8:30～17:30

<富士川町>

⑯ 富士川町病後児保育所	
所在地	富士川町織沢182-2
連絡先	0556-22-7221
開設時間	月～金 8:30～17:30

<甲州市>

⑰ 千野保育園「さくらんぼ」	
所在地	甲州市塩山千野3653
連絡先	0553-33-2624
開設時間	月～金 8:00～17:30

<富士吉田市>

⑱ 富士吉田市立第5保育園「たんぼぼ」	
所在地	富士吉田市新屋4-2-37
連絡先	0555-23-6346
開設時間	月～金 8:30～16:30

<富士吉田市>

⑲ 富士吉田市立第7保育園「どんぐり」	
所在地	富士吉田市小見丸4-9-1
連絡先	0555-25-6639
開設時間	月～土 8:30～16:30

<上野原市>

⑳ 上野原市立上野原こども園「なかよし」	
所在地	上野原市上野原3195
連絡先	0554-56-8350
開設時間	月～金 8:30～16:30

病児 対応型 (3施設)

<南アルプス市>

㉑ 病児保育室「にこたす」㉑	
所在地	南アルプス市野牛島1828-63
連絡先	055-288-1515
開設時間	月～金 8:30～17:30

<昭和町>

㉒ てくてく保育園 甲府昭和園 病児室 ㉒	
所在地	昭和町清水新居1317
連絡先	055-269-6113
開設時間	月～土 9:00～16:00

<山梨市>

㉓ 病児保育室さらら ㉓	
所在地	山梨市上之割187-1
連絡先	0553-34-6187
開設時間	月～金 8:30～17:30

子どもを預ける、施設を利用する

● 教育・保育施設 ●

幼少期のすべての子どもが、希望に応じて質の高い教育・保育を受けることができるように県内には幼稚園・保育所・認定こども園等の様々な施設があります。利用の際は、それぞれの違いを確認し、各家庭に合わせて選びましょう。

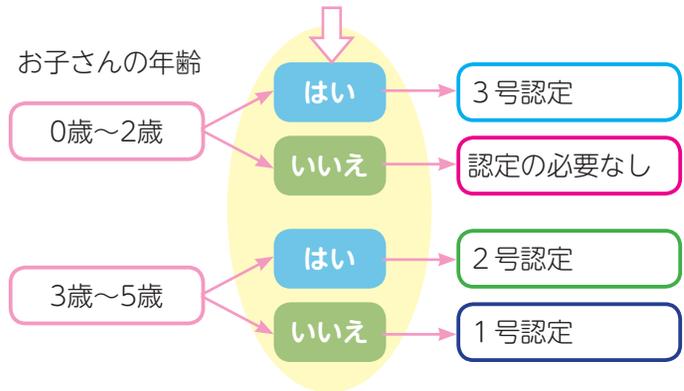


認定早わかりチャート

保育を必要とする事由

- ・就労（パートタイム・夜間等を含む）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居親族の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動、就学
- ・虐待やDVの恐れ・・・等

保育を必要とする事由に当てはまりますか？



認定区分と利用施設

◎のあるところが、貴方の認定区分に応じて利用できる施設です。

利用したい施設	幼稚園 (3～5歳)	認定こども園 (0～5歳)		保育所 (0～5歳)	地域型保育 (0～2歳)
	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う学校	保護者の就労の有無にかかわらず通うことができる、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設	定員19人以下の少人数の単位で子どもを預かる施設
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間
1号認定	◎	◎			
2号認定			◎	◎	
3号認定			◎	◎	◎
その他	預かり保育	預かり保育・延長保育・休日保育・夜間保育			

子どもを預ける、施設を利用する

● 多様な子育て支援事業（施設） ●

共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援するために多様な子育て支援事業(施設)があります。

施設名	対象年齢	詳細ページ
病児・病後児保育施設	保育所利用児童～小学校6年生	P.28・29
地域子育て支援拠点	おおむね3歳未満児とその親	P.36～38
児童館・児童センター	18歳未満	P.39～40
放課後児童クラブ・一時預かり		P.41
ファミリーサポートセンター	おおむね生後3か月～小学校6年生	P.42

5 相談と支援

● ひとり親家庭のために ●



経済的支援

◆ 児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父等に支給されます。

● 支給額（月額）（R5年4月現在）

1人目：44,140円～10,410円

2人目：10,420円～5,210円

3人目以上：1人につき6,250円～3,130円加算

所得により全額あるいは一部が停止される場合があります。

【問い合わせ先】 各市町村窓口

◆ ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の親と児童（満18歳になった年の年度末まで）等が、病気などのため医療機関で受診したとき、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。何らかの健康保険に加入していることが必要で、所得により制限があります。

【問い合わせ先】 各市町村窓口

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や父子家庭、寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉の向上を図るため各種資金を低利又は無利子で貸与しています。資金の種類は、事業開始資金、技能習得資金、就職支度資金、修学資金、就学支度資金、生活資金など12種類です。

【問い合わせ先】 県保健福祉事務所・甲府市子育て支援課

◆ 母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の親が経済的自立のために、看護師などの資格取得の学校に行ったり、知識・技能習得の講座を受講したりすることに対して、生活費や受講料の一部を給付します。事前に相談し、給付等の申し出をすることが必要です。

【問い合わせ先】 県保健福祉事務所、市役所

◆ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金などを受けるひとり親の方に、一定の要件を満たすと返還免除となる入学準備金、就職準備金、住宅支援資金を低利又は無利子で貸与します。

【問い合わせ先】（福）山梨県社会福祉協議会
電話（055）254-8610

◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親と、未成年の子の高卒認定試験用の講座の受講費用の一部を支給します。事前に相談し、給付等の申し出をすることが必要です。

【問い合わせ先】 県保健福祉事務所、市役所

生活上の支援

◆ 母子生活支援施設

母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある人が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合、母と子どもをともに入所させ、その生活を支援する施設です。

また、退所した者についての相談、その他の援助も行っています。

【問い合わせ先】 県保健福祉事務所、市役所

◆ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦に対して、就業相談から就業支援セミナーの実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを行うとともに、弁護士のアドバイスによる養育費の取り決めなどの専門的な相談を行っています。

【問い合わせ先】（一財）山梨県母子寡婦福祉連合会
甲府市朝日4-5-21
電話（055）252-7014

◆ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦、父子家庭であって、自立に必要な理由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会的事由（疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等）により一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、身の回りのお世話にあたり、お子さんを預ったりします。

※所得によっては、負担金が生じる場合があります。

【問い合わせ先】（一財）山梨県母子寡婦福祉連合会
甲府市朝日4-5-21
電話（055）252-7014
または、住所地の母子寡婦福祉会

相談等

◆ 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている暮らしや住まい、そして就労に関する相談から身上相談まで様々な悩みや問題についての相談相手になり、問題解決へのお手伝いをしています。

【問い合わせ先】 県保健福祉事務所、市役所

◆ 母子寡婦福祉会

ひとり親家庭や寡婦の方等が自主的に活動する団体として、地域には母子寡婦福祉会があります。それぞれの地域で情報交換をしたり親睦を深め、生活の向上を図っています。

【問い合わせ先】（一財）山梨県母子寡婦福祉連合会

● 障害のある子どものために ●

手帳の交付

◆身体障害者手帳

視覚や聴覚、肢体、心臓、腎臓、呼吸器など身体に障害のある方が手帳を受けられます。
この手帳の交付を受けると、各種障害福祉サービスを受けることができます。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって生活への制約がある方が手帳を受けられます。
この手帳の交付を受けると、各種障害福祉サービスを受けることができます。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

◆療育手帳

知的障害のある方が手帳を受けられます。
この手帳の交付を受けると、各種障害福祉サービスを受けることができます。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

各種手当

◆特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の人を監護している父母または養育者に支給されます。
障害の程度により1級と2級があります。

1級（重度障害） 53,700円（月額）
2級（中度障害） 35,760円（月額）

令和5年
4月現在

※額は変更になる可能性があります。

なお、所得による制限があります。また、児童が障害を理由とする年金を受けることができる場合や、施設等に入所している場合は支給されません。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

◆障害児福祉手当

身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給されます。

支給額 15,220円（月額）令和5年4月現在

※額は変更になる可能性があります。

なお、所得による制限があります。また、児童が障害を理由とする年金を受けることができる場合や、施設等に入所している場合は支給されません。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

医療

◆重度心身障害者医療費助成制度

心身に重度の障害のある方が病院などで診療を受けたときに支払う医療費（保険診療分）の自己負担分の助成を受けることができます。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

◆自立支援医療（精神通院医療）制度

精神疾患で通院医療を受けている場合に、医療費（保険診療分）の自己負担分を軽減する制度です。
医療保険の種類にかかわらず、自己負担額は原則1割負担になりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月あたりの負担に上限額を設定します。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

生活上の支援

◆障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく制度

必要とされる支援の度合などによってホームヘルプサービスや放課後等デイサービスなど日常生活を送るための支援を受けることができます。

- ホームヘルプサービス
食事の介助や身の回りの世話、外出時の援助などが受けられます。
- 短期入所
障害のある方の介護者が、病気などの理由により一時的に介護が困難になるような場合、短期間の宿泊で施設を利用することができます。
- 日常生活用具給付等
重度の身体障害等のある方の日常生活を容易にするため、浴槽、特殊便器、移動用リフトなどの日常生活用具の給付又は貸与を受けることができます。
- 日中一時支援
障害のある方を日中介護する人がいない場合一時的な見守り等の支援が受けられます。
- 放課後等デイサービス
学校に就学している障害のある子どもが、授業の終了後等に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練等を受けられます。
- 児童発達支援
未就学の障害のある子どもが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を受けられます。
- 保育所等訪問支援
障害のある子どもが、その通う保育所等に訪問支援員の訪問を受け、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援が受けられます。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

◆補装具

身体に障害のある方（身体障害者手帳所持者）の身体上の障害を補い日常生活を容易にするため、義肢（義足、義手）、補聴器、車いすなどの補装具費の支給を受けることができます。

【問い合わせ先】市町村障害福祉担当課

おもちゃ図書館

「おもちゃ図書館」は「障害のある子どもにおもちゃの素晴らしさと遊びの楽しさを」との願いから始まったボランティア活動です。子どもに合ったおもちゃは楽しいだけでなく、乳幼児期の子どもの発達を促します。

障害のある子どもは遊びの機会に欠け、また上手に遊べないために、親が良いと思うおもちゃでも興味を示さなかったり、すぐ飽きてしまいます。そうした子どもにたくさんのおもちゃを用意して、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供するのが「おもちゃ図書館」です。

おもちゃ図書館がスタートした当時は、障害のある子どもとその兄弟姉妹のための活動でしたが、現在は障害のある子どもと、ない子どもが、ともに遊び交流し育ちあう場となっています（障害のない子どもの受け入れは施設によります。）。

市町村	施設名	開設場所	電話番号	開設日	開所時間	おもちゃの貸出
甲府市	絵本とおもちゃの図書館 チャイルドセンター和泉こども館・わくわく	〒400-0073 湯村3-12-13	(055)253-1152	月曜日～金曜日	9:30～11:30 13:00～15:00	無 (絵本の貸し出し有)
韮崎市	あけぼのおもちゃ図書館	〒407-0046 旭町上条南割3251-1 あけぼの医療福祉センター地域 交流スペース「キッズランド」内	(0551)22-6111	第1～4水曜日 (祝日・第5週は休館)	10:00～16:00	有
南部町	南部町おもちゃ図書館	〒409-2305 内船8812 アルファーセンター内	(0556)64-2075 (南部町 社会福祉協議会)	月曜日～木曜日	10:00～15:00	無
富士川町	富士川ふれあいおもちゃ図書館	〒400-0601 鯉沢655-57 富士川町民会館	(0556)22-8911 (富士川町 社会福祉協議会)	毎週水曜日	10:00～12:00	無
富士吉田市	富士吉田市おもちゃ図書館	〒403-0004 下吉田4-2-15 下吉田中央コミュニティー センター富楽時	(0555)23-8105 (富士吉田市 社会福祉協議会)	月曜日～金曜日 (年末年始休み)	9:00～17:00	無
都留市	特定非営利活動法人 天使のおもちゃ図書館はばたき ※来所する場合は事前連絡が必要	〒402-0034 都留市桂町1142-1	(0554)43-3512	月曜日～土曜日	9:00～17:00	無

地域療育コーディネーター

○障害児(者)・保護者の療育に関する相談〔受付時間：月～金8：30～17：15〕

相談機関	所在地	電話番号	ファックス
あけぼの医療福祉センター (担当(以下同じ)：韮崎市、北杜市)	〒407-0046 韮崎市旭町上条南割3251-1	(0551)22-6111	(0551)22-7890
育精福祉センター (南アルプス市)	〒400-0226 南アルプス市有野3303-2	(055)285-0615	(055)285-2094
敷島緑陽園：相談支援事業所アンダアンテ (甲府市、甲斐市、中央市、昭和町)	〒400-0121 甲斐市牛匂2029-2	070-4180-0528	(055)277-1156
白樺園：サポートセンターハロハロー番館 (山梨市、甲州市)	〒405-0005 山梨市小原東1309-1	090-1053-0841	(0553)34-9201
笛吹センターみなてらす (笛吹市)	〒406-0035 笛吹市石和町広瀬494-1	(055)288-9107	(055)288-9108
くにみ園：峡南圏域相談支援センター (南巨摩郡、西八代郡)	〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間438	(0556)32-1414	(0556)32-1415
宝山寮：どリーむ宝 (都留市、上野原市、大月市、北都留郡)	〒402-0045 都留市大幡5118	080-5186-5106	(0554)43-9533
富士ふれあいセンター (富士吉田市、南都留郡)	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津6663-1	(0555)72-5533	(0555)72-5539

● ひとりで悩まないで ●



虐待

ご自身が出産や子育てに悩んだときや虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときには、お住まいの市町村の窓口や児童相談所に連絡してください。

自分の気持ちに「気づくこと」、まわりの子どもの様子に「気づくこと」が大切です。

ひとりで抱え込まずに相談してください

児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）（無料）24時間対応

※お住まいの地域の児童相談所につながります。相談者の秘密は守られます。

＜その他の相談・連絡先＞

お住まいの市町村窓口や各児童
相談所など（詳細はこちらから）



親子のための相談LINE

相談出来る時間：月曜日～金曜日
12：00～22：00（祝日を除く）



◆子どもへの虐待ってどんなこと？

虐待は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、放任や無視など子どもの安全・安心を脅かし、子どもの健全な発達や人権を傷つけるものも含まれます。大きく分けると次のようになります。

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト（養育の放棄・怠慢） 家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど	心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス）など

◆乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんが何をやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまないときは、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。また厚生労働省 動画チャンネル「赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの対処と理解のために～」を参考にしましょう。（<http://www.youtube.com/watch?v=T09gzgGUOnY>）

DV（ドメスティックバイオレンス）

パートナーからの身体的暴力、暴言、人格を否定するような言動で苦しんでいませんか。自分だけが我慢すればいいと考えたり、ひとりで悩まないで、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター

- ・女性相談所
(055) 254-8635（月～金 9：00～20：00）（電話相談）
- ・県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
(055) 237-7830（第2.4月曜日【この日が祝日の場合その翌日】、年末年始を除く毎日 9：00～17：00）

◆ドメスティックバイオレンスが子どもに与える影響は？

暴力を目撃することは、子どもに多大なストレスを与えるため、様々な心身の症状が現れることがあります。また、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまうこともあります。

● 育児と介護のダブルケアになったら ●

介 護

高齢者に関する相談、介護予防支援等介護に関するご相談は、お住まいの市町村の地域包括支援センターへお問い合わせください。



	市町村	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	備考
中北地域	甲 府 市	甲府市東地域包括支援センター	城東4-13-15	(055)233-6421	琢美 東 富士川
		甲府市南東地域包括支援センター	国玉町951-1	(055)223-0103	里垣 玉諸 甲運
		甲府市西地域包括支援センター	上石田1-8-20	(055)220-7677	貢川 石田 池田 新田
		甲府市南西地域包括支援センター	大里町5315	(055)220-2315	国母 大国 大里
		甲府市南地域包括支援センター	住吉5-24-14	(055)242-2055	伊勢 住吉 湯田 山城
		甲府市北東地域包括支援センター	塚原町359	(055)252-3398	相川 北新 新紺屋
		甲府市北西地域包括支援センター	羽黒町1657-5	(055)252-4165	千塚 羽黒 千代田 能泉 宮本
		甲府市中央地域包括支援センター	丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階	(055)225-2345	春日 相生 穴切 朝日
		甲府市笛南地域包括支援センター	下向山町910 健康の杜センターアネシス内	(055)266-4220	中道 上九一色
	葦 崎 市	葦崎市地域包括支援センター	本町3-6-3	(0551)23-4313	
	南アルプス市	南アルプス市地域包括支援センター	小笠原376	(055)282-7339	若草 櫛形 甲西
		南アルプス市北部地域包括支援センター	在家塚1156-1白根げんき館内	(055)288-1440	八田 白根 芦安
	北 杜 市	北杜市地域包括支援センター	高根町村山北割3261	(0551)42-1336	
	甲 斐 市	甲斐市地域包括支援センター	篠原2610	(055)278-1689	
中 央 市	中央市地域包括支援センター	臼井阿原301-1	(055)274-8558		
昭 和 町	昭和町地域包括支援センター	押越616	(055)275-4815		
峡東地域	山 梨 市	山梨市地域包括支援センター	小原西843	(0553)23-0294	
	笛 吹 市	笛吹市北部長寿包括支援センター	石和町市部800	(055)261-1907	石和 春日居
		笛吹市東部長寿包括支援センター	一宮町末木807-6	(0553)34-8221	一宮 御坂
		笛吹市南部長寿包括支援センター	八代町南917	(055)225-3368	八代 境川 芦川
甲 州 市	甲州市地域包括支援センター	塩山上於曾1085-1	(0553)32-5600		
峡南地域	市川三郷町	市川三郷町地域包括支援センター	市川大門1790-3	(055)272-1106	
	早 川 町	早川町地域包括支援センター	高住758	(0556)45-2363	
	身 延 町	身延町地域包括支援センター	切石117-1 中富すこやかセンター内	(0556)20-4611	
	南 部 町	南部町地域包括支援センター	内船4473-1	(0556)64-4836	
	富 士 川 町	富士川町地域包括支援センター	長澤2374-2	(0556)22-4615	
富士東部地域	富 士 吉 田 市	富士吉田市地域包括支援センター	下吉田6-1-1	(0555)22-1111	
		ランチすこやか	下吉田4-2-15	(0555)21-1213	
		ランチなごやか	大明見5-21-31	(0555)24-7088	
		ランチほがらか	松山1613	(0555)24-5334	
		ランチさわやか	上吉田東7-11-1	(0555)22-4111	
	都 留 市	都留市地域包括支援センター	下谷2516-1	(0554)46-5114	
	大 月 市	大月市地域包括支援センター	大月2-6-20	(0554)23-8034	
	上 野 原 市	上野原市地域包括支援センター	上野原3163	(0554)62-3128	
	道 志 村	道志村地域包括支援センター	道志村6181-1	(0554)52-2113	
	西 桂 町	西桂町地域包括支援センター	下暮地915-7	(0555)25-4000	
	忍 野 村	忍野村地域包括支援センター	忍草1445-1	(0555)20-5211	
	山 中 湖 村	山中湖村地域包括支援センター	山中237-1	(0555)62-9976	
	鳴 沢 村	鳴沢村地域包括支援センター	鳴沢村1575	(0555)85-3081	
	富士河口湖町	富士河口湖町地域包括支援センター	船津1700	(0555)72-6037	
	小 菅 村	小菅村地域包括支援センター	小菅村4631-1	(0428)87-9321	
	丹 波 山 村	丹波山村地域包括支援センター	丹波山村890	(0428)88-0211	

⑥子育てに便利な情報一覧

地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター/つどいの広場)

地域子育て支援拠点は、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座の実施など、様々な子育て支援事業を行っています。子育て中の親子が集まれる憩いの場として気軽に利用することができます。

中北地域

市町村	名称	設置場所	所在地	電話番号	開所日	開所時間	利用料
甲府市	甲府市中央部 幼児教育センター		上石田3-6-31	(055)224-5455	火曜日～日曜日 こどもの日	9:00～17:00	無料
	甲府市北部 幼児教育センター		岩窪町261	(055)220-3398	火曜日～日曜日 こどもの日	9:00～17:00	無料
	つどいの広場	健康の杜センター アネシス	下向山町910	(055)266-7221	火曜日～土曜日 こどもの日	10:00～16:00	無料
	どんぐりくらぶ	光の森こども園	山宮町3318	(055)252-6871	月曜日～金曜日	9:00～17:00	参加費 一組100円 イベント、ランチ等 別途料金あり
	チャイルドセンター 和泉こども館“わくわく”	和泉愛児園	湯村3-12-13	(055)253-1152	月曜日～金曜日	9:30～15:00	毎月初回200円 体験教室は内容に より有料
	Shell&Beans 【Café de Anne】	宮前保育園	岩窪町379	(070)3938-3029	月曜日～金曜日	10:00～16:00	ランチサービス有料 ティーサービス有料 (定額7-10のお参加+100円)
	ドリームハウス	相川保育園	小松町316	(055)253-7390	月曜日～金曜日	10:00～16:00	一組200円 ※6回目から無料 (1ヶ月間)
	あんぱんくらぶ	聖愛幼稚園	羽黒町618	(055)253-7788 直通(080)2243-4962	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日 9:00～15:00 土曜日 9:00～14:00	1回利用100円 12回チケット1,000円 イベント等別途料金あり
	すまいるきっず	こでまりこども園	丸の内3-21-3	(080)6744-5100	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無料 イベント・講習会 により有料
	ひなたぼっこ	中央保育所	中央3-3-1	(055)233-0308	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無料 イベント、制作内容 により有料
	げんきっこくらぶ	甲府あら川保育園	池田1-11-9	(080)5727-6840	月曜日～金曜日	9:00～14:00	無料 イベント制作内容 により有料
	はぐくみ	南西保育園	下石田2-10-17	(055)226-4199	月曜日～金曜日	9:30～15:30	製作の材料費は内容 によって有料 他は無料
	くるみの森	池田くるみの木こども園	金竹町5-17	(055)228-4263 直通(090)3103-9747	月曜日～金曜日	9:30～15:00	無料 イベントやランチ 等は別途料金あり
	にこにこバンビーニ	くだま保育園	里吉4-1-28	(055)288-1234 (070)5571-4020	月曜日～金曜日	10:00～15:00	1回利用100円 8回分チケット500円 ※イベント参加は別 途料金有
	アルテア子ども館	山梨学院幼稚園	酒折2-12-18	(055)224-1340	月曜日～金曜日	9:00～14:00	子育て相談無料 その他有料
	にこにこルーム	大鎌田保育園	大里町4530	(055)241-2250	月曜日～金曜日	10:00～15:00	参加費1人100円
	ひだまり	なでしここども園	大里町2262-1	(055)225-5881	月曜日～金曜日	9:30～14:30	1家庭1回100円 (上限300円)
	わたぼうし	すみよし愛児園	住吉3-24-20	(055)237-4101 (090)1458-6561	月曜日～金曜日	10:00～15:00	初回月無料 月額1,000円(保険等含む) イベントは内容により 有料
韮崎市	韮崎市子育て支援センター	韮崎市民交流センター	若宮1丁目2-50	(0551)23-7676	火曜日～日曜日	9:00～17:00	市内:無料 市外:年間利用1,000円 1日利用100円
南アルプス市	豊保育所子育て支援センター	豊保育所	吉田804	(055)282-0189	月曜日～金曜日	9:30～12:00 15:00～16:30	無料
	たのしさ創造センター「のの」	大明保育所	鮎沢1063-1	(055)282-1307	月曜日～金曜日	9:00～16:00	無料
	さくらんぼ保育園子育て支援センター	さくらんぼ保育園	桃園337	(055)282-8111	月曜日～土曜日	平日 9:30～17:00 土曜 9:30～14:00	無料
	マコト愛児園子育て支援センター	幼保連携型認定こども園 マコト愛児園	下今井841-5	(055)282-1510	月曜日～金曜日 相談日は随時	8:30～16:30	無料 (内容により有料)
	あん・はーもにー	あんふぁん ワールド	百々3013-1	(055)269-7568	月曜日～金曜日 日曜日～金曜日	あん・はーもにー 10:00～16:00 ブラムクレークひろば 10:00～16:00 カフェド・あんふぁん 10:00～16:00	無料 1人2時間200円 親子ランチ 1,300円～
	蔵 k u - r a	蔵 k u - r a	西野1758	(080)1352-9386	月曜日～土曜日	9:00～15:00	初回月無料。 翌月から発生する利用 料に關しましては来所 した際にお伝えさ させていただきます。

市町村	名称	設置場所	所在地	電話番号	開所日	開所時間	利用料	
北杜市	子育て支援センター「こあらルーム」	白州保育園・西部こども園	白州町白須1140	(0551)35-2306	月曜日～金曜日	8:30～13:30	無 料	
	子育て支援センター「ニコニコスマイルルーム」	須玉保育園・南部こども園	須玉町大蔵795	(0551)42-5631	月曜日～金曜日	8:30～13:30	無 料	
	ひよこルーム	長坂保育園秋田分園	長坂町大八田3531	(0551)32-8288	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料	
	子育て支援センター「つくしんぼルーム」	小泉保育園・北部こども園	長坂町白井沢4160	(0551)42-5550	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料	
	はっぴいたんたん	北杜市保健センター	高根町箕輪697	(0551)42-1401	月曜日～土曜日	10:00～15:00	無 料	
	ひまわりルーム	小淵沢共同福祉施設	小淵沢町6266	(0551)36-8280	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料	
	たんぽぽルーム	甲斐駒センターせせらぎ	武川町牧原1243	(0551)26-3021	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料	
甲斐市	子育て支援センター「ヤンチャリカ」	光学園	下今井2374-1	(0551)28-1566	月曜日～金曜日	10:00～16:00	無 料	
	竜王子育てひろば	甲斐市竜王東児童センター内	富竹新田973-4	(055)278-1120	火曜日～土曜日	9:30～17:00	無 料	
	敷島子育てひろば	甲斐市ファミリーサポートセンター	島上条1248-1	(055)277-1762	火曜日～土曜日	9:30～17:00	無 料	
	子育て支援センター「こあら」	竜王西保育園	竜王1671	(055)276-5741	月曜日～金曜日	10:00～16:00	1組 100円	
中央市	みかさ子育て支援センター	みかさこども園内	白井阿原813-6	(055)273-6386	2歳児クラブ(小・木) リトミック(第2・4金)	10:00～12:00 10:30～12:00	2歳児クラブ(有料) リトミック(無料)	※
	認定こども園わかば幼稚園	わかば幼稚園内	井之口937-2	(055)273-5737	2歳児親子(第1・3水) 1歳児親子(第2水) 園庭開放第4水曜日	10:30～12:00	有 料	※
	ちゃいんど広場	まみい・キッズこども園内	成島1072-1	(055)273-3522	月曜日～金曜日	8:45～13:45	無 料	
	中央市子育て支援センター「しん☆ちび」	中央市子育て支援センター	成島2266	(055)269-8212	火曜日～日曜日	9:00～17:00	市内:無 料 市外:300円	
昭和町	ひまわりキッズ	昭和こども園	西条4185-2	(080)2071-4117	月曜日～金曜日	9:30～14:30	1回券 200円 6回券 1000円	
	サンサンサークル	押原こども園	押越84	(055)275-6878	月曜日～金曜日	9:30～14:30	1ヵ月 200円 1ヵ月 500円	
	ながれ星	げんき夢こども園	河東中島748-2	(080)5012-8597	月曜日～金曜日	9:00～14:00	1ヵ月 300円 (初日 無 料)	

峡東地域

市町村	名称	設置場所	所在地	電話番号	開所日	開所時間	利用料
山梨市	山梨地区子育て支援センター	山梨児童センター	正徳寺1273-1	(090)5547-5514	月曜日～土曜日	12:00～18:00 (火～木曜日は10:00～18:00)	無 料
	加納岩地区子育て支援センター	加納岩児童センター	下神内川1182	(0553)23-2429	月曜日～土曜日	12:00～18:00	無 料
	日下部地区子育て支援センター	日下部児童センター	小原東717	(0553)23-0383	月曜日～土曜日	12:00～18:00	無 料
	山梨市地域子育て支援センター	後屋敷保育園	三ヶ所317-1	(0553)22-0651	月曜日～金曜日	8:30～17:15	無 料
		岩手保育園	東1693	(0553)22-0872	月曜日～金曜日	8:30～17:15	無 料
		山梨保育園	落合43-1	(0553)22-2044	月曜日～金曜日	8:30～17:15	無 料
		八日市場保育園	小原東238-1	(0553)22-2330	月曜日～金曜日	8:30～17:15	無 料
		八幡保育園	北977	(0553)22-9138	月曜日～金曜日	8:30～17:15	無 料
		窪平保育園	牧丘町窪平527	(0553)35-3580	月曜日～金曜日	8:30～17:15	無 料
	つどいの広場「たち山梨」	山梨市役所東	小原西843	(0553)23-1801	月曜日～金曜日	10:00～15:00 (6～9月は16:00まで)	無 料
つどいの広場「たち牧丘」	山梨市役所牧丘支所	牧丘町窪平350	(090)7761-1428	毎週火・金	10:00～16:00 (※12:00～13:00開所 (6～9月は土曜日 10:00～12:00開所)	無 料	
笛吹市	子育て支援センター「きっずいちのみや」	一宮児童館	一宮町末木798-1	(0553)47-1345	月曜日～金曜日	9:00～17:00	無 料
	子育て支援センター「きっずみさか」	御坂児童センター	御坂町栗合372-12	(055)261-8688	月曜日～土曜日	9:00～17:00	無 料
	子育て支援センター「きっずやつしろ」	八代総合会館	八代町南527	(055)265-5252	火曜日～土曜日	9:00～17:00	無 料
	子育て支援センター「わかばほいくえん」	わかば保育園	石和町小石和601	(080)8426-8936	月曜日～金曜日	9:00～17:00	無 料
	子育て支援センター「きっずいさわ」	石和第五保育所	石和町松本135-1	(055)225-5057	月曜日～金曜日	9:00～17:00	無 料
	子育て支援センター「ゆうゆうゆう」	春日居福祉保健センター	春日居町加茂77-1	(0553)39-9766	月曜日～金曜日 第1,第2,第3土曜日 第1日曜日	9:00～17:00	無 料
	子育て支援センター「えいわ」	山梨英和プレストンこども園	石和町窪中島190-2	(055)262-3880	月曜日～金曜日	9:00～17:00	無 料

市町村	名称	設置場所	所在地	電話番号	開所日	開所時間	利用料
甲州市	こすもす・こども館	たんぼぼこども園	塩山上於曾442-5	(0553)33-8880	月曜日～金曜日	9:00～16:00	年間 500円
	のびのびチッコひろば	祝ふれあい親子館	勝沼町下岩崎1002-1	(0553)44-5514	月曜日～金曜日	9:00～14:00	無 料
	のびのびチッコひろば 【大和の広場】	甲州市大和公民館	大和町初鹿野1693-1	(080)7825-9330	毎週水曜日	9:00～15:00	無 料
	ちゅうりっぷクラブ	赤尾保育園	塩山赤尾713-1	(0553)33-2068	月曜日～金曜日	9:00～14:00	無料(ただし保険料として年間200円)
	あっぷっぷ	甲州市役所勝沼支所2階	勝沼町勝沼756-1	(0553)39-9382	月曜日～金曜日	9:00～15:00	年間 200円

峡南地域

市町村	名称	設置場所	所在地	電話番号	開所日	開所時間	利用料
市川三郷町	みたま子育て支援センターすくすく	みたま児童館	上野2717	(055)272-1204	火・水・金曜日	9:00～13:00	無 料
	六郷子育て支援センターにこにこ	六郷子どもセンター	岩間2917	(0556)32-3898	火・水・木曜日	10:00～14:00	無 料
	市川子育て支援センターあいあい	市川富士見保育所2階	高田152-1	(055)272-4316	月曜日～金曜日	9:00～17:00	無 料
身延町	身延町子育て支援センター	身延児童館	波木井272-1	(0556)62-3880	月曜日～土曜日	9:00～17:00	無 料 ※
	地域子育て支援センター「ぬくぬく」	大野山保育園	大野839-3	(0556)62-2541	月曜日～金曜日	9:00～15:00	年間200円
南部町	のんたんのへや	アルカディア文化館	大和360	(0556)62-9292	毎週水曜日	10:30～11:30	無 料
	ピッピルーム	南部町総合センター	福士2700-18	(0556)64-4830	毎週金曜日	10:00～12:00	無 料
富士川町	ぴよぴよクラブ	富士川町児童センター	最勝寺555	(0556)22-4834	4～7月、 9～3月 (月3回) 実施	10:30～11:45	無 料 ※
	子育て広場				月曜日～土曜日	9:00～17:00	
	ぴよぴよクラブ	かじかざわ児童センター	鯉沢1091-1	(0556)22-0809	4～7月、 9～3月 (月3回) 実施	10:30～11:45	無 料 ※
	子育て広場				月曜日～土曜日	9:00～17:00	

富士・東部地域

市町村	名称	設置場所	所在地	電話番号	開所日	開所時間	利用料
富士吉田市	つどいの広場にじいろ	富士吉田市福祉ホール 子育て支援センター	下吉田7-29-19	(0555)22-5155	月曜日～土曜日	10:00～15:00	無 料 ※
	つどいの広場ハ－モニ－	富士山駅ビル「Q-STAY」3階	上吉田2-5-1	(0555)23-8994	月曜日～金曜日 第2土曜日	月～金10:00～12:00 13:15～15:30 第2土曜日10:00～12:00 13:15～15:00	無 料
	ぼくぼくクラブ	富士保育園	上吉田7-7-1	(0555)22-0971	月曜日～金曜日 土曜日(2か月に1度)	月～金9:00～12:00 14:00～16:00 土曜日(2か月に1度) 10:00～12:00	無 料
都留市	都留市地域子育て支援センター	田原交流センター NICOT 1階	田原4-5-32	(0554)67-8321	火曜日～日曜日	9:00～17:00	無 料
	「子どもの部屋」 ひまわり幼稚園地域子育て支援センター	ひまわり幼稚園	つる2-3-23	(0554)43-4194	月曜日～金曜日	9:00～14:00	無 料
	開地保育園子育て支援センター	開地保育園	小野623	(0554)43-3647	月曜日～金曜日	9:00～14:00	無 料
	心のそだちbeing	心のそだちbeing	朝日曾雌1798	(0554)48-2053	月・火・木・金	9:30～14:30	無 料
大月市	大月市子ども家庭総合支援センター	大月市総合福祉センター	大月町花咲10	(0554)23-1152	月曜日～金曜日	9:00～17:00	無 料 ※
上野原市	巖子育て支援センター	巖こども園	四方津940-2	(0554)62-6201	月曜日～金曜日	9:00～16:00	無 料 ※
	上野原子育て支援センター	上野原こども園	上野原3195	(0554)56-8351	月曜日～金曜日	9:00～16:00	無 料
西桂町	西桂町子育て支援センター	西桂町まちづくり交流センターきずな未来館	下暮地937-4	(070)4464-2424	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料
山中湖村	山中湖村子育て支援センター				月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料 ※
	つどいの広場 じゃんけんぼん	山中保育所	山中865-292	(0555)62-2010	月・水・金	9:00～16:00	無 料
富士河口湖町	富士河口湖町 つどいの広場	子ども未来創造館	船津1754	(0555)72-1174	月・水・金	9:00～15:00	無 料
小菅村	子育て支援「ありんこ」	小菅村保育所	小菅村4633	(0428)87-0314	火 曜 日	9:30～11:30	無 料
丹波山村	丹波山村子育て支援センター	丹波山村保育所	丹波山村2554-1	(0428)88-0304	月曜日～金曜日	10:00～15:00	無 料

枠外に※のある施設は地域子育て支援拠点に類する施設です。

児童館・児童センター

児童館は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするための施設です。午前中は、乳幼児を持つお母さん達のふれあいの場として、午後は小・中学生や高校生の遊び場として、また母親クラブの活動拠点としても活用されています。無料で自由に利用できます。

中北地域

市町村	児童館名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
甲府市	石田児童館	上石田3-6-31	(055)222-5230	9:00~17:30	日曜日・祝日 年末年始
	朝気児童館	朝気1-2-55	(055)235-6670		
	北新児童センター	北新1-6-8	(055)251-5049		
	西部児童センター	長松寺町12-30	(055)225-1764		
	中道北児童館	上曾根町1890-1	(055)240-1234		
	中道南児童館	下向山町4370-1	(055)266-7211		
韮崎市	韮崎児童センター	本町2-1-7	(0551)22-7687	10:00~18:00 土・日・祝日は 9:00~18:00のみ 合催児童センターのみ 開館	日曜日・祝日 年末年始
	北東児童センター	藤井町駒井2248-1	(0551)23-5550		
	北西児童センター	清哲町青木1078-1	(0551)22-1775		
	甘利児童センター	大草町上條東割788	(0551)23-1535		
南アルプス市	白根児童館	飯野2806-1	(055)282-7461	9:00~12:00 13:00~18:00	日曜日・祝日 年末年始
	若草なかよし児童館	藤田1512	(055)283-5344		
	八田児童館	榎原794-16	(055)285-0042		
	おおケヤキ児童館	寺部1479	(055)284-7455		
	甲西児童館	清水24	(055)282-7356		
	青少年児童センター 「南風」	山寺258-1	(055)282-7324	9:00~12:00 13:00~19:00 土・日・祝 9:00~12:00 13:00~17:00	月曜日 5月の祝日 年末年始
北杜市	明野児童館	明野町上手5602	(0551)25-3285	9:00~18:00	土・日・祝 年末年始
	須玉さわやか児童館	須玉町若神子320	(0551)42-5377		
	いずみふれあい児童館	大泉町谷戸3000	(0551)38-1211		
	武川児童館	武川町牧原1243	(0551)26-3021		
甲斐市	竜王ふれあい館	篠原2901-1	(055)278-2277	9:30~18:00	日曜日・祝日 年末年始 年度末
	玉幡児童館	西八幡2671-2	(055)276-9656		
	竜王北児童館	竜王465	(055)279-1911		
	竜王東児童センター	富竹新田973-4	(055)278-1178		
	竜王西児童館	西八幡3855	(055)279-3731		
	竜王南児童館	篠原1232-1	(055)279-7666		
	敷島ふれあい中央児童館	島上条240-3	(055)277-9220		
	敷島みなみ児童館	長塚595-1	(055)277-9720		
	敷島なかよし児童館	島上条1828-17	(055)277-1121		
	双葉西児童館	志田157	(0551)28-4588		
	双葉東児童館	龍地6561-1	(0551)28-1214		
中央市	れんげ児童館	成島2266	(055)274-8573	10:00~12:00 13:00~18:00	日曜日・祝日 年末年始
	田富中央児童館	布施2382	(055)274-2221		
	田富わんぱく児童館	東花輪1351-1	(055)273-0588		
	田富ひばり児童館	山之神1156-119	(055)273-1417		
	田富すみれ児童館	布施242-3	(055)274-2353		
	豊富児童館	大鳥居3770	(055)269-3043		

※

市町村	児童館名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
昭和町	昭和町押原児童館	押越616	(055)275-6462	10:00～12:00	日曜日・祝日 年末年始
	昭和町西条児童館	西条2225-1	(055)275-9616	13:00～17:00	
	昭和町常永児童館	河西8-1	(055)275-0358	土曜日のみ 8:30～12:00	
	昭和町児童センター (ゆめてらす)	清水新居560	(055)233-1152	10:00～17:00 (中・高校生のみ20:00まで) 土曜日のみ 8:30～12:00	

峡東地域

市町村	児童館名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
山梨市	加納岩児童センター	下神内川182	(0553)23-2429	12:00～18:00	日曜日・祝日 年末年始
	日下部児童センター	小原東717	(0553)23-0383		
	山梨児童センター	正徳寺1273-1	(0553)23-5661		
笛吹市	はなぶさふれあい児童館	石和町中川483-1	(055)261-2240	9:00～17:00	日曜日・祝日 年末年始
	八代児童センター	八代町南545-1	(055)265-2187		
	境川児童館	境川町小黒坂1652	(055)266-8077		
	一宮児童館	一宮町末木798-1	(0553)47-7952		
	春日居児童センター	春日居町加茂97-1	(0553)26-2866		
甲州市	御坂児童センター	御坂町栗合372-12	(055)261-8688	※入場制限あり 9:30～12:30	土・日・祝 年末年始
	塩山南児童センター	塩山下於曾1021-3	(0553)33-7900		
	東雲ふれあい親子館	勝沼町休息1565-1	(0553)44-3723		
	塩山北児童センター	塩山千野3409-4	(0553)33-7800		

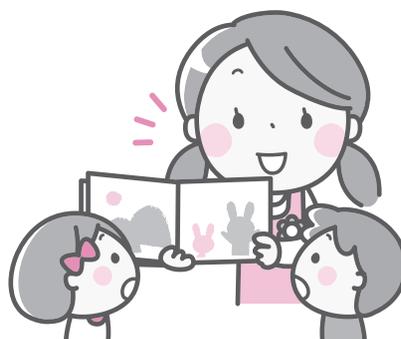
峡南地域

市町村	児童館名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
市川三郷町	市川大門児童館	市川大門1000-1	(055)230-3139	9:30～17:00	日曜日・祝日 年末年始
	みたま児童館	上野2717	(055)272-1204		
	総合子どもセンター	岩間2917	(0556)32-3898		
身延町	身延児童館	波木井272-1	(0556)62-3880	9:00～17:00	日曜日・祝日 年末年始
南部町	富河児童館	福士2700-19	(0556)66-2035	14:00～16:00	土・日・祝 年末年始
富士川町	富士川町児童センター	最勝寺555	(0556)22-4834	9:00～17:00	日曜日・祝日 年末年始
	かじかざわ児童センター	鵜沢1091-1	(0556)22-0809		

富士・東部地域

市町村	児童館名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
大月市	大月市児童館	大月町花咲10	(0554)23-1152	9:00～17:00	日曜日・祝日 年末年始
西桂町	西桂町児童館	下暮地937-4	(0555)28-4755	9:00～12:00 13:00～17:00	日曜日・祝日 年末年始
忍野村	忍野児童館「来夢」	忍草1433-1	(0555)84-1611	9:00～18:00	土・日・祝 年末年始
富士河口湖町	勝山児童館	勝山4029-5	(0555)83-2111	9:00～18:00	日曜日・祝日
	大嵐児童館	大嵐422	(0555)82-2022		

枠外に※のある施設は児童館に類する施設です。



放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室や児童館などで過ごすことができます。

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。

幼稚園で在園児を対象に昼過ぎごろまで行う教育時間（通常の預かり時間）の終了後や、土曜日などに預かります。

放課後児童クラブ、一時預かりに関する所在地や利用方法など詳しい内容については、市町村子育て支援窓口へお問い合わせください。

市町村名	放課後児童クラブ	一時預かり	担当課等	電話番号	FAX
甲 府 市	○		子ども保育課 子ども保育係	(055)237-5092	(055)236-2117
		○		(055)237-5669	
富 士 吉 田 市	○	○	子育て支援課 子育て支援担当	(0555)22-1111	(0555)22-7666
		○	子育て支援課 保育・幼稚園室		
都 留 市	○	○	健康子育て課	(0554)46-5113	(0554)46-5119
山 梨 市	○	○	子育て支援課 保育・児童担当	(0553)22-1111	(0553)23-2800
大 月 市	○	○	子育て健康課 保育支援担当	(0554)23-6232	(0554)22-6422
韮 崎 市	○	○	こども子育て課 子育て支援担当	(0551)22-1111	(0551)22-8479
		○	こども子育て課 保育担当		
南アルプス市	○	○	子育て支援課	(055)282-7293	(055)282-6095
北 杜 市	○		子育て政策課 子育て応援担当	(0551)42-1332	(0551)42-2335
		○	こども保育課 保育担当	(0551)42-1402	
甲 斐 市	○	○	子育て支援課	(055)278-1692	(055)278-2046
笛 吹 市	○		子育て支援課 子育て総務担当	(055)261-1904	(055)261-3330
		○	保育課 保育総務担当	(055)261-3355	
上 野 原 市	○	○	子育て保健課 子育て支援担当	(0554)62-4134	(0554)30-2041
甲 州 市	○	○	子育て福祉推進課 子育て福祉担当	(0553)32-5081	(0553)32-5079
中 央 市	○	○	子育て支援課	(055)274-8557	(055)274-1125
市 川 三 郷 町	○		子育て支援課	(0556)42-8218	(0556)32-2887
早 川 町	※	※	福祉保健課	(0556)45-2363	(0556)20-5000
身 延 町	○	○	子育て支援課 子育て支援担当	(0556)20-4580	(0556)20-4554
南 部 町	○	○	子育て支援課 子育て支援係	(0556)64-4830	(0556)64-3116
富 士 川 町	○		富士川町児童センター	(0556)22-4834	(0556)42-7122
		○	子育て支援課 児童保育担当	(0556)22-7221	(0556)22-7261
昭 和 町	○	○	子育て支援課 児童家庭兼児童館統括係	(055)267-5255	(055)275-6497
道 志 村	○		住民健康課	(0554)52-2113	(0554)52-2572
西 桂 町	○	○	子育て支援課	(0555)28-4755	(0555)25-3310
忍 野 村	○	○	福祉保健課 児童福祉担当	(0555)84-7795	(0555)84-1036
山 中 湖 村	○	○	福祉健康課	(0555)62-9976	(0555)62-9981
鳴 沢 村	○		教育委員会 社会教育担当	(0555)85-2606	(0555)85-3301
富 士 河 口 湖 町	○	○	子育て支援課 児童福祉係	(0555)72-1174	(0555)72-6027
小 菅 村	※		住民課	(0428)87-0111	(0428)87-0933
丹 波 山 村	※		教育委員会	(0428)88-0211	(0428)88-0207

※類似の事業を実施していますのでお問い合わせください。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が登録する会員制の相互援助組織により、保育所や学校、放課後児童クラブの時間外に子どもの預かり、送迎などのサービスを行っています。

病児病後児の預かりや利用料の助成制度のある市町村もありますので、詳しくは各ファミリーサポートセンターへお問い合わせください。

	名 称	所 在 地	電話番号	対象児童	利 用 料
中北地域	甲府市ファミリー・サポート・センター	上石田3-6-31 甲府市中央部幼児教育センター	(055)223-2253	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日、年末年始(12/29～1/3))
	韮崎市ファミリー・サポート・センター	若宮一丁目2-50 韮崎市民交流センター	(0551)23-7676	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金 7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日)
	南アルプス市ファミリー・サポート・センター	小笠原376 南アルプス市役所	(055)282-7293	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:800円(月～金 7:00～19:00) 1時間:900円(上記時間外、休日、8/13～16、12/28～1/3)
	北杜市ファミリー・サポート・センター	長坂町大八田3531 長坂保育園秋田分園	(0551)32-2058	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金 7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日)
	甲斐市ファミリー・サポート・センター	島上条1248-1 (敷島保育園隣接)	(055)277-1762	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金 7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日、年末年始(12/29～1/3))
	みらいサポート・ちゅうおう	成島2266 中央市子育て支援センター	(055)274-3232	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日、年末年始(12/29～1/3))
	ファミリーサポートしょうわ	押越616 昭和町総合会館2F	(055)275-8115	生後1か月～ 小学校6年生	1時間:500円(月～金9:00～19:00) 1時間:600円(上記時間外、休日)
峡東地域	山梨市ファミリー・サポート・センター	小原西843 山梨市役所	(090)2555-4540	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金9:00～17:00)(市内) 1時間:800円(上記時間外、土日祝日)(市内)
	笛吹市ファミリー・サポート・センター	春日居町加茂77-1 春日居福祉保健センター	(080)4816-2188	概ね生後2か月～ 小学校6年生	1時間:800円(月～金7:00～19:00) 1時間:900円(上記時間外、土日祝7:00～19:00) 1時間:1,000円(土日祝6:00～7:00 19:00～22:00)
	甲州市ファミリー・サポート・センター	塩山上於曾1085-1 甲州市役所	(080)1980-1083	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金9:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日)
峡南地域	ファミリー・サポート市川三郷	市川大門1000-1 市川大門児童館	(080)5685-1152	生後3か月～ 小学校6年生	30分:250円(月～金9:00～19:00) 30分:300円(上記時間外、休日)
	ファミリー・サポート富士川	鯉沢1091-1 かじかざわ児童センター	(0556)22-0809	概ね生後3か月～ 小学校6年生 中学生(申請により認められる場合もあります)	30分:200円(月～金7:00～19:00) 30分:250円(月～金19:00～22:00、土日祝、病後児)
富士東部地域	富士吉田市ファミリー・サポート・センター	下吉田7-29-19 富士吉田市福祉ホール 子育て支援センター	(0555)22-1111 (内線)580	0歳～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金7:00～19:00) 1時間:800円(月～金5:00～7:00、19:00～24:00 土日祝、年末年始(12/29～1/3)) ※軽度病児は上記金額より100円増
	都留市ファミリー・サポート・センター	中央3丁目8番1号 都留市まちづくり交流センター	(0554)43-1330	生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、土日祝7:00～19:00) 1時間:900円(土日祝6:00～7:00、19:00～22:00)
	大月市ファミリー・サポート・センター	大月町花咲10 大月市総合福祉センター	(0554)23-1152	生後3か月～ 小学校6年生	1時間:750円(月～金7:00～19:00) 1時間:900円(上記時間外、休日)
	上野原市ファミリー・サポート・センター	上野原3163 上野原市総合福祉センター	(0554)62-4134	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:700円(月～金7:00～19:00) 1時間:800円(上記時間外、休日)
	富士河口湖町ファミリー・サポート・センター	船津1700 富士河口湖町役場	(0555)72-3806	概ね生後3か月～ 小学校6年生	1時間:800円(月～金7:00～19:00) 1時間:900円(上記時間外、休日)

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。

市町村	名称	実施場所	電話番号
甲 府 市	「子ども・青少年総合相談センターおひさま」	甲府市役所本庁舎3階 子育て支援課	(055)237-5917
	甲府市子育て世代包括支援センター	甲府市健康支援センター内	(055)237-8950
	子 ども 保 育 課	甲府市役所本庁舎3階 子ども保育課	(055)298-4473
富 士 吉 田 市	富士吉田市子育て支援センター	富士吉田市 子育て支援センター内	(0555)22-5155
都 留 市	都留市子育てほっとステーション (都留市子育て世代包括支援センター)	いきいきプラザ都留1F 健康子育て課	(0554)46-5113
山 梨 市	山梨市子育て世代包括支援センター	山梨市役所 健康増進課	(0553)22-1111
大 月 市	大月市子育て世代包括支援センター	大月市役所 子育て健康課	(0554)23-8038
葎 崎 市	葎崎市すくすく子育て相談センター (葎崎市子育て世代包括支援センター)	葎崎市 保健福祉センター	(0551)23-4310
		葎崎市 子育て支援センター内	(0551)23-7676
南アルプス市	南アルプス市健康福祉センター	南アルプス市健康福祉センター	(055)284-6000
	蔵ku-ra (子育て支援センター)	南アルプス市西野1758	090-1932-9087
北 杜 市	北杜市子育て世代包括支援センター	北杜市保健センター	(0551)42-1401
甲 斐 市	甲斐市子育て世代包括支援センター	甲斐市役所 健康増進課	(055)278-1694
笛 吹 市	笛吹市子育て包括支援センター	笛吹市役所 子育て支援課	(055)261-1901
		笛吹市役所 保育課	(055)261-3355
上 野 原 市	上野原市子育て世代包括支援センター	上野原市役所 子育て保健課	(0554)62-1199
甲 州 市	すこやか親子相談	塩山保健福祉センター	(0553)33-7812
中 央 市	中央市子育て世代包括支援センター	中央市役所 健康増進課	(055)274-8542
	中央市子育て支援センター「しん☆ちび」	中央市子育て支援センター	(055)269-8212
市 川 三 郷 町	市川三郷町子育て世代包括支援センター	市川三郷町役場 子育て支援課	(0556)42-8218
早 川 町	早川町子育て世代包括支援センター	早川町役場 福祉保健課	(0556)45-2363
身 延 町	身延町子育て世代包括支援センター	身延町役場 子育て支援課	(0556)20-4580
南 部 町	南部町子育て世代包括支援センター	南部町役場分庁舎 子育て支援課	(0556)64-4830
		南部町役場分庁舎 福祉保健課	(0556)64-4836
富 士 川 町	富士川町子育て世代包括支援センター	富士川町役場 子育て支援課	(0556)22-7221
		富士川町児童センター	(0556)22-4834
昭 和 町	昭和町子育て世代包括支援センター	昭和町役場 いきいき健康課	(055)275-8785
道 志 村	道志村子育て世代包括支援センター	道志村役場 住民健康課	(0554)52-2113
西 桂 町	西桂町子育て世代包括支援センター	西桂町役場 子育て支援課	(0555)25-3255
忍 野 村	忍野村子育て世代包括支援センター	忍野村役場 福祉保健課	(0555)84-7795
山 中 湖 村	山中湖村子育て世代包括支援センター	山中湖村役場 福祉健康課	(0555)62-9976
鳴 沢 村	鳴沢村子育て世代包括支援センター	鳴沢村役場 福祉保健課	(0555)85-3081
富 士 河 口 湖 町	富士河口湖町子育て世代包括支援センター	富士河口湖町役場 子育て支援課	(0555)72-1174
丹 波 山 村	丹波山村子育て世代包括支援センター	丹波山村役場 住民生活課	(0428)88-0211

ホームスタート

未就学児がいるご家庭に研修を受けたボランティアが定期的に約2～3か月間訪問し、あなたのお話を聴いたり、一緒に育児や家事、外出などをする子育て支援です。

市町村	名称	実施場所	電話番号
南アルプス市	ホームスタート・南アルプス 【NPO法人あんふぁんねっと】	百々3013-1	(055)269-7568
笛 吹 市	ホームスタート・ゆうゆうゆう 【NPO法人Happy Space ゆうゆうゆう】	春日居町加茂77-1	090-3222-8825
富 士 吉 田 市	ホームスタート・ふわっと 【NPO法人子育てふぁんはうすふわっと】	上吉田2-5-1 富士山駅ビル「Q-STAY」3階	(0555)23-8994

～あなたの子育てを応援します～

自分の子育てに不安がある、ついイライラして子どもにあたってしまふ、自分の子どもをかわいと思えない、育児に疲れてしまったなど、子育てには様々な不安や不満がつきものです。一人で悩まず、話を聞いてもらいましょう。公共機関などにある相談窓口は、あなたの大きな味方です。

市町村子育て支援窓口

最も身近な市町村の窓口は次のとおりです。お気軽にご相談ください。

[受付時間 月～金 8:30～17:15]

中北地域

市町村	担当課等	電話番号	FAX
甲府市	子育て支援課	(055)237-5917	(055)237-5356
	母子保健課	(055)237-8950	(055)227-5294
韮崎市	こども子育て課	(0551)22-1111	(0551)22-8479
	健康づくり課	(0551)23-4310	(0551)23-4316
南アルプス市	健康増進課	(055)284-6000	(055)284-6019
	こども家庭相談課	(055)282-6049	(055)282-6095
	子育て支援課	(055)282-7293	(055)282-6095
北杜市	子育て政策課	(0551)42-1332	(0551)42-2335
	こども保育課	(0551)42-1402	(0551)42-2335
	ネウボラ推進課	(0551)42-1401	(0551)30-4144
甲斐市	子育て支援課	(055)278-1692	(055)278-2046
	健康増進課	(055)278-1694	(055)278-2046
中央市	子育て支援課	(055)274-8557	(055)274-1125
	健康増進課	(055)274-8542	(055)274-1125
昭和町	子育て支援課	(055)267-5255	(055)275-6497
	いきいき健康課	(055)275-8785	(055)267-5256

峡東地域

市町村	担当課等	電話番号	FAX
山梨市	子育て支援課	(0553)22-1111	(0553)23-2800
	健康増進課	(0553)22-1111	(0553)23-2800
笛吹市	子育て支援課 子育て総務担当	(055)261-1904	(055)261-3330
	子育て支援課 母子保健担当	(055)261-1901	(055)261-3330
甲州市	健康増進課	(0553)33-7812	(0553)32-3072
	福祉総合支援課	(0553)33-2203	(0553)20-6167

峡南地域

市町村	担当課等	電話番号	FAX
市川三郷町	子育て支援課	(0556)42-8218	(0556)32-2887
早川町	福祉保健課	(0556)45-2363	(0556)20-5000
身延町	子育て支援課	(0556)20-4580	(0556)20-4554
南部町	子育て支援課	(0556)64-4830	(0556)64-3116
富士川町	子育て支援課	(0556)22-7221	(0556)22-7261

富士・東部地域

市町村	担当課等	電話番号	FAX
富士吉田市	子育て支援課	(0555)22-1111	(0555)22-7666
都留市	健康子育て課 (子育てほっとステーション)	(0554)46-5113	(0554)46-5119
大月市	子育て健康課 (子ども家庭総合支援センター)	(0554)23-1168 (0554)23-1152	(0554)23-1152
	子育て健康課	(0554)23-8032 (0554)23-8038	(0554)22-6422
上野原市	子育て保健課 (子育て世代包括支援センター)	(0554)62-4134 (0554)62-1199	(0554)30-2041
道志村	住民健康課	(0554)52-2113	(0554)52-2572
西桂町	子育て支援課	(0555)25-3255	(0555)20-2080
	福祉保健課	(0555)25-4000	(0555)25-3574
忍野村	福祉保健課	(0555)84-7795	(0555)84-1036
山中湖村	福祉健康課	(0555)62-9976	(0555)62-9981
鳴沢村	福祉保健課	(0555)85-3081	(0555)85-2461
	住民課	(0555)85-3082	(0555)85-2461
富士河口湖町	子育て支援課	(0555)72-1174	(0555)72-6027
小菅村	住民課	(0428)87-0111	(0428)87-0933
丹波山村	住民生活課	(0428)88-0211	(0428)88-0207

相談機関

子育てに関する様々な悩みに対応した各種相談機関があります。お気軽にご相談ください。

名称	所在地	電話番号
○子育てに関するあらゆる相談 [受付時間:月～金9:00～16:30 土・日・祝9:00～15:30(第2・4月曜日・年末年始を除く)]		
子育て相談総合窓口「かるかも」	甲府市朝気1-2-2 県立男女共同参画推進センターびゅあ総合1階	(055)228-4152
○非行・交友、学校等少年問題に関する相談 [受付時間:月～金8:30～17:00](年末年始・祝日を除く)		
ヤングテレホン (少年サポートセンター)	甲府市丸の内1-6-1 県警察本部内	(0120)31-7867
○青少年問題全般に関する相談 [受付時間:月～金9:00～16:00](年末年始・祝日を除く)		
甲府市子ども・青少年 総合相談センターあおぞら	甲府市丸の内1-18-1	(055)221-3011
○心の健康に関する相談 [受付時間:月～金(年末年始・祝日を除く)8:30～17:15 ※ストレスダイヤルのみ平日9:00～12:00/13:00～16:00 夜間/木16:00～19:00]		
精神保健福祉センター	甲府市北新1-2-12 福祉プラザ3階	(055)254-8644
ストレスダイヤル		(055)254-8700
中北保健福祉事務所 (中北保健所)	韮崎市本町4-2-4	(0551)23-3448
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	山梨市下井尻126-1	(0553)20-2752
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	富士川町鵜沢771-2	(0556)22-8158
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田1-2-5	(0555)24-9035
甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	甲府市相生2-17-1 健康支援センター2号館2階	(055)237-5741
○依存症に関する相談 [受付時間:月～金9:00～12:00/13:00～16:00](年末年始・祝日を除く)		
依存症相談窓口 (精神保健福祉センター)	甲府市北新1-2-12 福祉プラザ3階	(055)254-8644
○児童の養育上のあらゆる相談		
児童相談所相談専用ダイヤル	24時間対応	(0120)189-783
中央児童相談所	甲府市住吉2-1-17 山梨県子どものこころサポートプラザ内 (受付時間:月～金8:30～17:15)	(055)288-1561
都留児童相談所	都留市田原3-5-24 (受付時間:月～金8:30～17:15)	(0554)45-7838
○いじめや不登校等に関する相談		
いじめ・不登校ホットライン (総合教育センター内相談支援センター)	笛吹市御坂町成田1456 (受付時間:月～金9:00～17:00)(電話相談:24時間対応)	ホットライン (0120)0-78310 面接相談予約 (055)263-3711
子どもと親と教職員のための教育相談 (山梨県教育四者他)	甲府市丸の内3-33-7 山梨県教育会館内 他 (予約受付時間:月～金8:30～17:15) (相談時間:月～金13:30～17:00)	(055)228-1342
山梨県ひきこもり地域支援センター	甲府市北新1-2-12 福祉プラザ3階 (受付時間:月～金(年末年始・祝日を除く)9:00～12:00、 13:00～16:00)	(055)254-7231
○こどもの人権に関する様々な相談		
こどもの人権110番 (甲府地方法務局)	甲府市丸の内1-1-18 (受付時間:月～金8:30～17:15)(年末年始・祝日を除く)	(0120)007-110
子どもの権利相談室やまなしスマイル (山梨県子ども福祉課内)	甲府市丸の内1-6-1 (受付時間:月～木13:00～18:00 金13:00～20:00)(祝日を除く)	(055)225-3958
○幼稚園(私立)に関する相談 [受付時間:月～金8:30～17:15](年末年始・祝日を除く)		
県子育て政策課	甲府市丸の内1-6-1	(055)223-1458

名称	所在地	電話番号
○障害者福祉に関する相談 [受付時間:月～金8:30～17:15](年末年始・祝日を除く)		
県障害福祉課	甲府市丸の内1-6-1	(055)223-1460
甲府市障がい福祉課	甲府市丸の内1-18-1	(055)237-5240
富士吉田市福祉課	富士吉田市下吉田6-1-1	(0555)22-1111 (内線)761
都留市福祉課	都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留内	(0554)46-5112
山梨市福祉課 (山梨市障害者基幹相談支援センター)	山梨市小原西843	(0553)22-1111 (内線)1137～1139
大月市福祉介護課	大月市大月2-6-20	(0554)23-8031
韮崎市福祉課障がい・生活保護担当	韮崎市水神1-3-1	(0551)22-1111
南アルプス市障がい福祉課	南アルプス市小笠原376	(055)282-6197
北杜市福祉課	北杜市須玉町大豆生田961-1	(0551)42-1334
甲斐市障がい者支援課	甲斐市篠原2610	(055)267-7287
笛吹市障がい者基幹相談支援センター	笛吹市石和町市部800	(055)262-1274
上野原市福祉課	上野原市上野原3163	(0554)62-4133
甲州市子育て福祉推進課	甲州市塩山上於曾1085-1	(0553)32-5067
中央市福祉課	中央市臼井阿原301-1	(055)274-8544
市川三郷町福祉課	市川三郷町市川大門1790-3	(055)242-7057
早川町福祉保健課	早川町高住758	(0556)45-2363
身延町福祉保健課	身延町切石117-1	(0556)20-4611
南部町福祉保健課	南部町内船4473-1	(0556)64-4836
富士川町福祉保健課	富士川町天神中條1134	(0556)22-7207
昭和町福祉介護課	昭和町押越616	(055)275-8784
道志村住民健康課	道志村6181-1	(0554)52-2113
西桂町福祉保健課	西桂町下暮地915-7	(0555)25-4000
忍野村福祉保健課	忍野村忍草1445-1	(0555)84-7795
山中湖村福祉健康課	山中湖村山中237-1	(0555)62-9976
鳴沢村福祉保健課	鳴沢村1575	(0555)85-3081
富士河口湖町福祉推進課	富士河口湖町船津1700	(0555)72-6028
小菅村住民課	小菅村4698	(0428)87-0111
丹波山村住民生活課	丹波山村2450	(0428)88-0211

○子育て支援全般に関する相談 [受付時間:月～金8:30～17:15](年末年始・祝日を除く)		
県子育て政策課	甲府市丸の内1-6-1	(055)223-1456

○子育てや母子の健康に関する相談・女性の健康に関する相談 [受付時間:月～金8:30～17:15](年末年始・祝日を除く)		
中北保健福祉事務所 (中北保健所)	韮崎市本町4-2-4	(0551)23-3073
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	山梨市下井尻126-1	(0553)20-2753
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	富士川町鯉沢771-2	(0556)22-8155
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田1-2-5	(0555)24-9034
甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	育児相談 [受付時間:月～金8:30～17:15](年末年始・祝日を除く) 甲府市相生2-17-1 健康支援センター2号館1階	(055)237-8950
	女性の健康相談専用ダイヤル [受付時間:月～金9:00～16:00](年末年始・祝日を除く) 甲府市相生2-17-1 健康支援センター2号館1階	(055)242-6186



名称	所在地	電話番号
○助産師による妊娠中や出産後の不安、育児に関する悩み事などに関する相談 [受付時間:24時間365日いつでも]		
産前産後電話相談	笛吹市石和町窪中島587-112 (産前産後ケアセンター)	(055)269-8110
○子どものこころおよび発達障害に関する相談 [受付時間:月～金8:30～12:00、13:00～17:15](年末年始・祝日を除く)		
こころの発達総合支援センター	甲府市住吉2-1-17 山梨県子どものこころサポートプラザ内	(055)288-1695
○少年の非行やしつけに関する相談 [受付時間:月～金9:00～16:30(12:00～13:00を除く)](年末年始・祝日を除く)		
甲府少年鑑別所	甲府市大津町2075-1	(055)241-7747
○子ども専用電話 [受付時間:毎日16:00～21:00(12/29～1/3を除く)] ※18歳までの子どもがかけられる電話		
チャイルドライン		0120-99-7777(無料)
○家庭における児童の養育上の相談		
甲府市子ども・青少年総合相談センターおひさま	甲府市丸の内1-18-1	(055)237-5917
富士吉田市子育て支援課 (こども家庭担当)	富士吉田市下吉田6-1-1	(0555)22-1111 (内線)562
都留市健康子育て課 (子ども家庭総合支援センター)	都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留内(子育てほっとステーション)	(0554)46-5113
山梨市子育て支援課 (心とステーション)	山梨市小原西843	(0553)22-1111 (内線)1153
大月市子ども家庭総合支援センター	大月市大月町花咲10	(0554)23-1168
韮崎市こども子育て課こども相談担当	韮崎市水神1-3-1	(0551)22-1111
南アルプス市 こども家庭相談課	南アルプス市小笠原376	(055)282-6049
北杜市ネウポラ推進課 家庭児童相談室(おひさま)	北杜市高根町箕輪697	(0551)42-1401
甲斐市子ども家庭総合支援拠点	甲斐市篠原2610	(055)278-1692
笛吹市子育て支援課子供家庭支援担当 (子ども家庭総合支援拠点)	笛吹市石和町市部800	(055)261-5061
上野原市子育て世代 包括支援センター	上野原市上野原3163	(0554)62-1199
甲州市福祉総合支援課内	甲州市塩山上於曾1085-1	(0553)33-2203
中央市子育て支援課 家庭児童相談室	中央市白井阿原301-1	(055)274-8557
昭和町こども家庭センター(準備室)	昭和町押越616(昭和町総合会館内)	(055)275-8785
○子どもと家庭の専門相談機関 [受付時間:毎日9:00～17:30(緊急の場合は24時間対応)]		
子ども家庭支援センター テラ(TERRA)	甲府市伊勢3-8-8	(055)222-8012
○里親に関する相談		
社会的養育機関エール里親支援室	[受付時間:月～土8:30～17:30] 甲斐市島上条1440	(055)277-3093
地域総合子ども家庭センター・テラ	[受付時間:365日9:00～17:30] 甲府市伊勢3-8-8	(055)222-8012
里親支援機関レッタ	[受付時間:9:00～17:00] 大月市七保町葛野2467	(0554)22-4806
○不妊・不育に関する相談 [受付時間:水15:00～19:00](年末年始・祝日を除く) 電話相談(助産師)、専門相談(要予約:心理、産婦人科医師)		
不妊(不育)専門相談センタールピナス	甲府市北新1-2-12 福祉プラザ3階	(055)254-2001
○DVに関する相談		
女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	[受付時間:月～金(電話)9:00～20:00(面接)9:00～17:00] 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2階	(055)254-8635
県立男女共同参画推進センター (びゅあ総合) (配偶者暴力相談支援センター)	[受付時間:第2,4月曜日(この日が祝日の場合その翌日)、年末年始を除く毎日 (電話)9:00～17:00(面接)9:00～16:00] 甲府市朝気1-2-2	(055)237-7830
甲府市女性総合相談室	[受付時間:月～木9:00～12:00、13:00～16:00、 金9:00～12:00、13:00～19:00](年末年始・祝日を除く) 甲府市丸の内1-18-1 市役所本庁舎4階	(055)223-1255
女性の人権ホットライン (甲府地方法務局)	[受付時間:月～金8:30～17:15(年末年始・祝日を除く)] 甲府市丸の内1-1-18	(0570)070-810
○子育て中の仕事に関する相談		
山梨県子育て就労支援センター	[受付時間:月～金9:30～18:00 土13:00～17:00] 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階	(055)233-4510
山梨県子育て就労支援センター サテライト	[受付時間:月～金10:00～18:30 土13:00～17:00] 富士吉田市上吉田2-5-1 富士山駅ビルショッピングセンター「Q-STA」3階	(0555)72-8803

● インターネット・電話でも ●

◎子育て全般に関する情報を知りたい

やまなし子育てネット

やまなし子育てネット

検索

『やまなし子育てネット』は、子育てに関わるお母さん、お父さんなどご家族の方に向けて、お役立ち情報を発信している子育てサイトです。また、山梨県では多くの団体（NPO等）の方が子育て支援のための活動をしており、その活動内容や開催しているイベント情報なども随時更新しています。そのほか、やまなし子育て応援カードの新規協賛店舗や協賛店舗からのお知らせなど、最新情報を掲載しています。

やまなし子育てネットをみなさまの子育てにご活用ください。



<https://www.yamanashi-kosodate.net/>



【問い合わせ先】 県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL (055) 223-1456

◎気軽に相談したい

子育て相談総合窓口

『かるがも』はみなさんの子育てを応援します!!

◆電話相談・面接相談◆（相談は無料です）

受付 月～金 午前9：00～午後4：30

土・日・祝祭日 午前9：00～午後3：30

※休業日は第2・4月曜日、年末年始

電話番号 **055-228-4152**



★秘密を守ります。
★子育てのことなら何でもご相談ください。
★専門的な相談窓口も紹介します。



◎病院や診療所などを調べたい

やまなし医療ネット

やまなし医療ネット

検索

やまなし医療ネットは、病院や診療所、助産所、薬局に関する様々な情報をホームページ上で県民の皆さまに提供するシステムです。

【URL】

パソコン <https://www.yamanashi-iryo.net/>

携帯サイト <https://www.yamanashi-iryo.net/qq19/mb/>

※やまなし医療ネットに掲載されている情報については、医療法及び医薬品医療機器等法^(*)に基づき、医療機関及び薬局が自らの責任において知事に報告された情報を、そのまま掲載しています。掲載している情報に変更がある場合もありますので、受診される際は、必ず医療機関へお問い合わせください。なお、掲載されている医療機関等の情報には、企業内診療所のような特定の方を対象とした医療機関も存在します。対象者が不明な場合なども、直接医療機関等にお問い合わせください。

^(*)平成26年11月25日から「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(略称:医薬品医療機器等法)へ変わりました。

お問い合わせ先

●医療機関 県福祉保健部医務課医療指導・県立病院担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL (055) 223-1482

●薬局 県福祉保健部衛生薬務課薬務担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL (055) 223-1491

● 山梨県庁で使える子育て応援施設 ●

◎山梨県庁内一時預かり保育施設「きっずるーむ県庁別館」

山梨県では、子育て家庭の皆さんを応援するため、庁内に一時預かりの保育施設「きっずるーむ県庁別館」を開設しています。

この「きっずるーむ県庁別館」は、山梨県庁、庁舎内の団体及び本庁舎周辺の県所管施設に手続きや会議等で来庁される方のお子さまを一時的にお預かりする施設です。

保育士が、お子さま一人ひとりの生活のリズムと状況に応じた保育を心がけ、責任をもってお預かりします。県庁に来庁される子育て中の方は、ぜひ「きっずるーむ県庁別館」をご利用いただき、安心して手続き等を行ってください。

なお、利用申込や詳しい内容につきましては、下記へお問い合わせください。

※当施設は県庁職員も利用できることとしています。

【山梨県庁に来庁される方のご利用案内】

- 開設時間・曜日 午前8時～午後6時 月～金曜日（祝日及び年末年始は除く）
- 場 所 山梨県庁別館1階（甲府市丸の内一丁目6番1号）
- 対 象 児 童 山梨県庁、庁舎内の団体及び本庁舎周辺の県所管施設に手続きや会議等で来庁される方の生後6か月から小学校就学前までのお子さま
- 料 金 無料
- 利 用 申 込 電話予約（当日予約可能）
- 連 絡 先 080-1352-9387
- 利 用 定 員 最大16名まで
- 備 考 利用人数が定員に達した場合は、予約に応じられない場合があります。

● 山梨オリジナル子守唄「夜はともだち」 ●

北杜市出身で、同市の観光親善大使を務め、西野カナさんのレコード大賞曲などを作曲されたCarlos.K.さんとSMAPや嵐、安室奈美恵さんなど多くのアーティストのヒット曲の制作に参加をされましたKanata Okajimaさんが、山梨のオリジナルソング「夜はともだち」を制作してくださいました。「夜はともだち」は、小淵沢の星空をイメージして作られ、「夜は決して怖いものではなく、友達になれる存在なんだ」というメッセージを子ども達に届けたいとお二人の思いが込められており、子育て中の方、やすらぎを求めている方にピッタリの曲になっています。

お子さんの寝かしつけなどに流してみませんか？



<https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/kikaku/yoruhatomodachi.html>

子育てハンドブック

発行 山梨県 子育て支援局 子育て政策課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
TEL (055) 223-1456 (直通)

※施設や窓口等が変更になる場合があります。

令和5年8月発行



救急

小児初期救急医療センター

- 電話番号 (055) 226-3399
- 場所 甲府市地域医療センター内 甲府市幸町14-6
- 診療時間 平日夜間(毎日): 午後7時~翌朝7時
土 曜: 午後3時~翌朝7時
休 日: 午前9時~翌朝7時 (日曜、祝日、年末年始 [12/29~1/3])

富士・東部小児初期救急医療センター

- 電話番号 (0555) 24-9977
- 場所 富士北麓総合医療センター2階 富士吉田市緑ヶ丘2丁目7-21
- 診療時間 平日夜間(毎日): 午後8時~深夜0時
土 曜: 午後3時~深夜0時
休 日: 午前9時~深夜0時 (日曜、祝日、年末年始 [12/29~1/3])

小児救急電話相談#8000

相談したい

産前産後電話相談

- 電話番号 (055) 269-8110
- 場所 健康科学大学 産前産後ケアセンター
笛吹市石和町窪中島587-112
- 相談時間 24時間 365日
妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関する様々なことに助産師が対応します。